

# 尼崎市環境基本計画

(環境と共生するまち・あまがさきをめざして)



尼 崎 市

## はじめに



近年の環境問題は、従来の産業型公害から、廃棄物の増大や自動車公害などの都市・生活型公害へ、さらには、地球温暖化をはじめとした地球的規模にまで広がってきました。

「環境の世紀」といわれる21世紀を迎えた今、私たちは、環境への影響が少なく、良好な環境が将来にわたって確保される環境保全型社会の形成を目指していかなければなりません。

「尼崎市環境基本計画」は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、本市の環境政策のマスタープランとして策定した計画であり、未来の子どもたちにも良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生するまち・あまがさき」を基本目標とし、その実現に向け、「循環を基調とする経済社会システムへの転換」「人の健康の保護」「自然との共生の確保」「すべての主体の参加の実現」の3つの基本方針と1つの行動方針に基づき、取り組みを進めます。

複雑化した環境問題に対応し、環境先進都市となるためには、公害問題や自然環境の減少などの経験を生かし、より一層、市民、事業者の皆様とともに連携・協力して取り組んでいかなければなりません。今後は、環境基本計画を全市的に推進していくため、環境マネジメントシステムを活用して進行管理を行い、計画の進捗状況を公表して参ります。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、ご意見を提出して下さった市民、事業者の皆様と、熱心にご審議いただき数多くの貴重な助言を賜りました尼崎市環境審議会委員の方々に厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

尼崎市長

白井 文

# 尼崎市環境基本計画

## 目 次

第 1 部 環境基本計画の基本的事項	
第 1 節 背景	4
第 2 節 趣旨	6
第 3 節 計画の性格・位置付け	7
第 4 節 計画の期間	7
第 5 節 計画の目標	8
第 6 節 他の計画との関係	9
第 7 節 対象とする環境の範囲	10
第 8 節 市、事業者、市民の役割と責務	10
第 1 部 尼崎市の環境の現状と課題	
第 1 節 地球環境	11
第 2 節 生活環境	13
第 3 節 自然環境	21
第 4 節 共通項目	22
第 3 部 望ましい環境の創造に向けて	
第 1 節 環境を形づくるもの	24
第 2 節 環境について「尼崎らしさ」を考える	24
第 3 節 望ましい環境像	26
第 4 節 3つの基本方針と1つの行動方針	26
第 5 節 施策展開に当たっての基本方向	28
第 4 部 目標達成に向けての具体的な施策	
第 1 節 循環を基調とする経済社会システムへの転換	35
第 2 節 人の健康の保護	42
第 3 節 自然との共生の確保	50
第 4 節 すべての主体の参加の実現	56
第 5 部 計画の推進	
第 1 節 推進体制	63
第 2 節 環境影響評価の充実	64
第 3 節 進行管理等	65
第 4 節 計画の段階的見直し	65
第 6 部 重点的に取り組む施策	66
参考資料及び用語集	68

## 第1部 環境基本計画の基本的事項

### 第1節 背景

本市は昭和初期から、南部臨海地域に鉄鋼等の工場や火力発電所などが立ち並び、日本屈指の重化学工業都市となり、阪神工業地帯の一翼を担ってきた。戦後、本市の人口、産業はいち速く回復し、経済優先による工業生産は急速に伸びたが、本市にとっては工場からのばい煙による大気汚染、工場排水による水質汚濁、工場の地下水のくみ上げによる地盤沈下などの公害問題を顕在化させることとなり、昭和30年代以降には、とりわけ市民生活に与える影響は深刻となってきた。

本市では昭和29年から大気汚染の実態調査に取り組むとともに、「人命の尊重が全てに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長とし、学識経験者、市民代表、産業界代表、行政機関代表を含めた「尼崎市大気汚染対策本部」を昭和32年に設置し、対策に取り組んだ。

その後、昭和38年には国道43号が開通するとともに、大阪国際空港の騒音問題が顕在化し、昭和39年には大阪国際空港周辺市による『大阪国際空港騒音対策協議会』を設立し、騒音公害対策について国等への要望活動を開始した。昭和45年には市域の一部が「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく指定地域になり、昭和63年以降、新規患者の認定は行われなくなったものの、現在も3千人を超える市民が公害病患者として認定されている。

一方、昭和44年に企業、兵庫県、尼崎市の3者の間で締結した「公害防止協定」は数次にわたり改定され現在まで定着している。昭和45年からのいわゆる公害国会において公害関連法の制定、改正により大気汚染を中心とする公害問題は改善の方向へと進むこととなった。

また、国道43号の自動車公害対策については、昭和45年に西宮市、芦屋市とともに『国道43号・阪神高速道路公害対策3市連絡会』を設立し国等への要望を開始した。昭和46年には人口も55万4千人とピークを迎える一方、国道43号の1日の交通量は8万台を超え、自動車公害が市民の日常生活に大きな影響を与えるようになった。昭和47年の国道43号線公害対策尼崎連合会による「阪神高速道路大阪西宮線工事禁止の仮処分申請」は自動車公害に対する住民の意識を急速に高めることとなった。

また、昭和47年の山陽新幹線開通にともない、伊丹市、西宮市とともに『阪神3市山陽新幹線公害対策連絡協議会』を設立し、騒音・振動公害対

策について国等への要望を開始した。昭和48年には「尼崎市民の環境をまもる条例」の制定をし、公害防止だけでなく緑化の推進、空地の管理等の施策についても推進した。

さらに、昭和50年代から60年代にかけて、市民の運動により、健康被害の救済と次の世代に公害のない住みよい街を伝えることを願い「国道43号線公害訴訟」が国、阪神高速道路公団を相手に、また「尼崎公害訴訟」が国、阪神高速道路公団、関連企業を相手に提訴された。これらの二つの公害裁判も、前者は平成7年の最高裁判決、後者は平成12年の高裁での和解により、現在、環境改善をはじめとする各種対策が講じられているところである。

他方、本市の自然環境を見れば、昭和30年代後半からの人口、産業の都市集中は、北部地域を中心とした急激な宅地開発や工場立地等によって農地等、緑とオープンスペースを減少させる結果を招いた。一方、市民の生活水準が高くなるにしたがい、環境改善・保全に対する施策、特に、都市公園の整備に対する要望が大きなものになってきた。

市は、これまで、公園緑地の整備をはじめ、数々の緑化事業等を市民、事業者とともに展開し、昭和30年代と比べると特段に良くなってきたが、さらに自然の回復に努める必要がある。

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムにより、自動車公害、廃棄物の増大等の都市・生活型公害、地球環境問題が顕在化し、アメニティに富む循環型社会の構築が求められている今日、本市臨海地域を「21世紀の森」として新しい尼崎を創造する取り組みが進展している。

このように本市は公害問題と自然環境の喪失などの経験から学んだ多くの教訓を生かし、新たな環境問題に積極的に取り組む必要がある。

印は巻末に用語集として説明している言葉です。

## 第 2 節 趣旨

本市は、昭和 48 年に環境行政の基本となる「尼崎市民の環境をまもる条例」を制定し、大気汚染対策をはじめとする公害防止対策や緑化の推進などに取り組んできた。

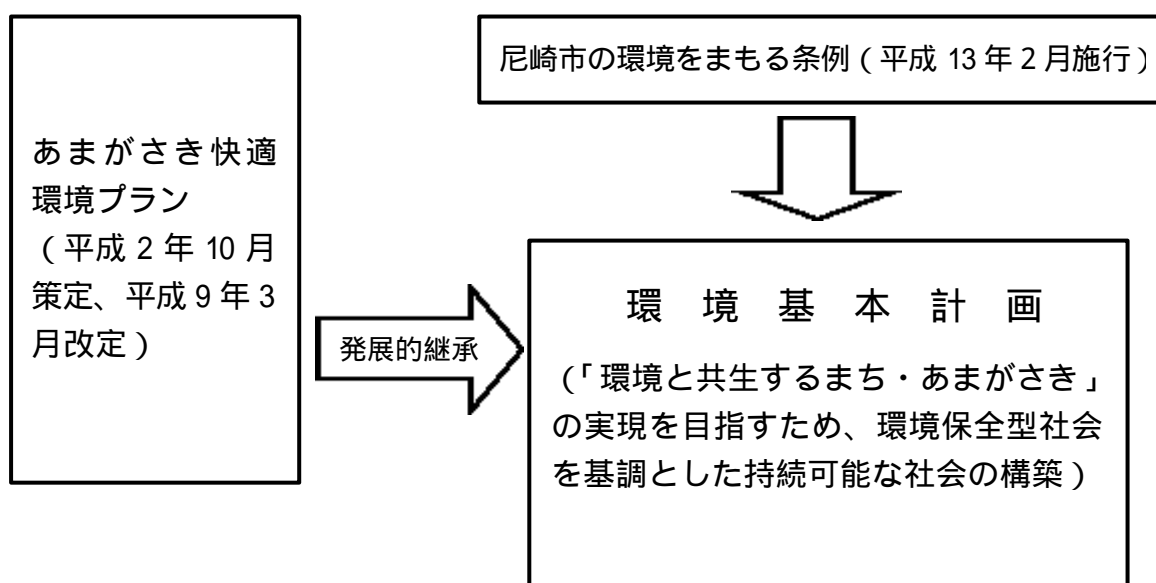
しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が進んだことにより、従来の産業型公害に加え、新たに自動車公害、廃棄物の増大などの都市・生活型公害が問題となり、さらには、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題が顕在化してきた。一方、国においては、循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法などの法整備がなされてきた。

このため、本市においては、環境への負荷が少なく、良好な環境が将来にわたって確保される環境保全型社会の形成を目指し、市、事業者及び市民の協働を基調として、自主的かつ積極的に良好な環境を確保するための活動に取り組むため、「尼崎市民の環境をまもる条例」をこのたび全面的に見直し、新たに「尼崎市の環境をまもる条例」を制定した。

この環境基本計画は、条例に基づき、環境保全型社会を基調とした持続可能な社会の構築に向けて、環境政策をどのように展開していくかという中・長期的なビジョンを示すものであり、将来の世代にも良好な環境や限りある資源を享受できるまち、すなわち「環境と共生するまち・あまがさき」の実現を目指すため策定するものである。

### 第3節 計画の性格・位置付け

この計画は、尼崎市の環境をまもる条例第6条に基づき定められたものであり、平成2年10月に策定した「あまがさき快適環境プラン」を発展的に継承し、今後の本市環境政策の基本的な方向を示す言わば、「環境政策のマスタープラン」として位置付けられる。

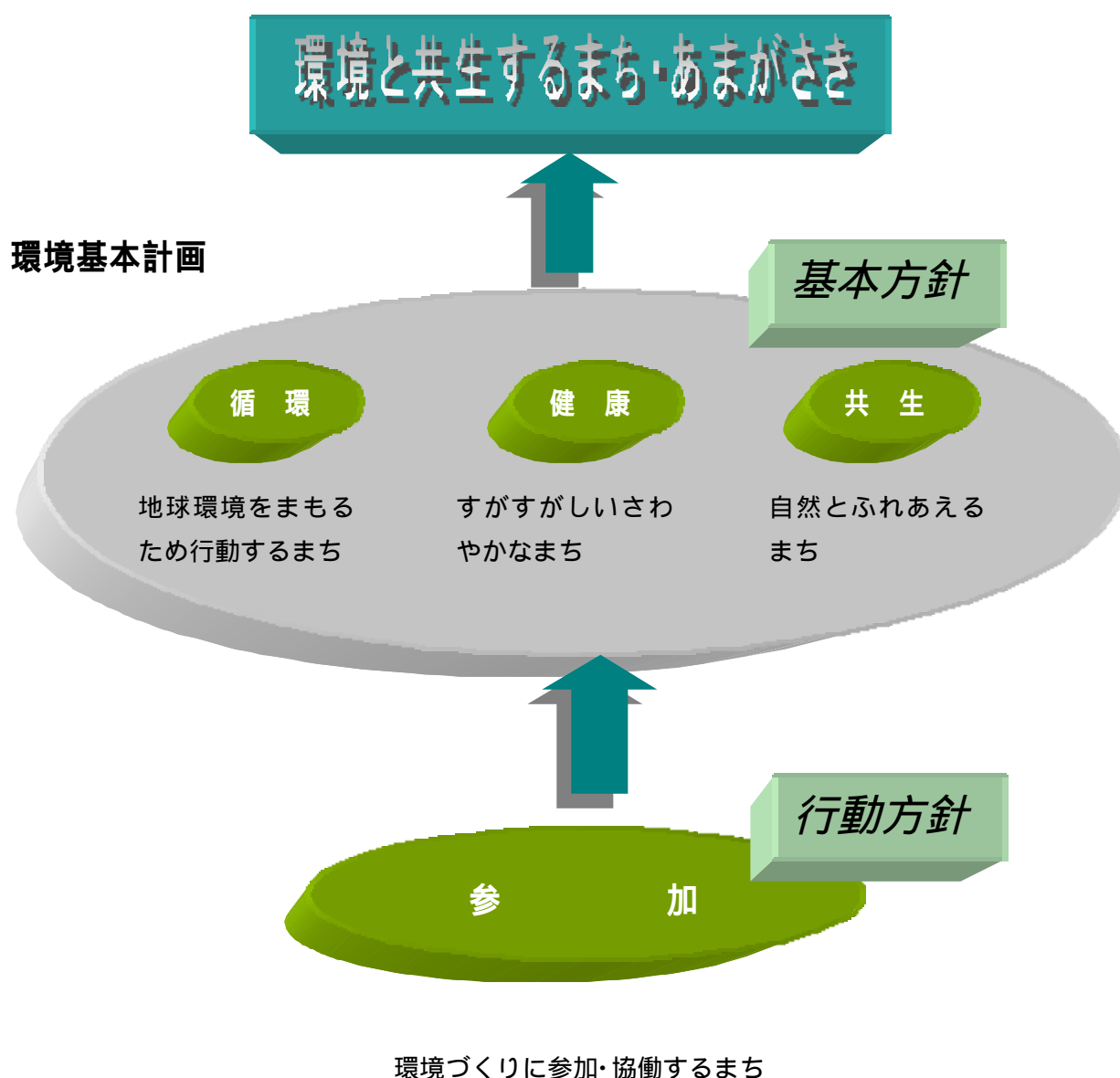


### 第4節 計画の期間

本計画は、中・長期的な視点に立って、本市の望ましい環境の姿や今後の環境政策のあるべき方向を示すものであることから、計画の目標期間は市の基本構想にあわせて概ね平成37年度(2025年度)を目標年次とし、同時に、目標達成に向けての具体的な施策については、平成22年度(2010年度)を目標とし、状況に応じて適宜見直しを行う。

## 第5節 計画の目標

「環境と共生するまち・あまがさき」を実現するために、3つの基本方針と1つの行動方針に基づき、取り組みを推進する。

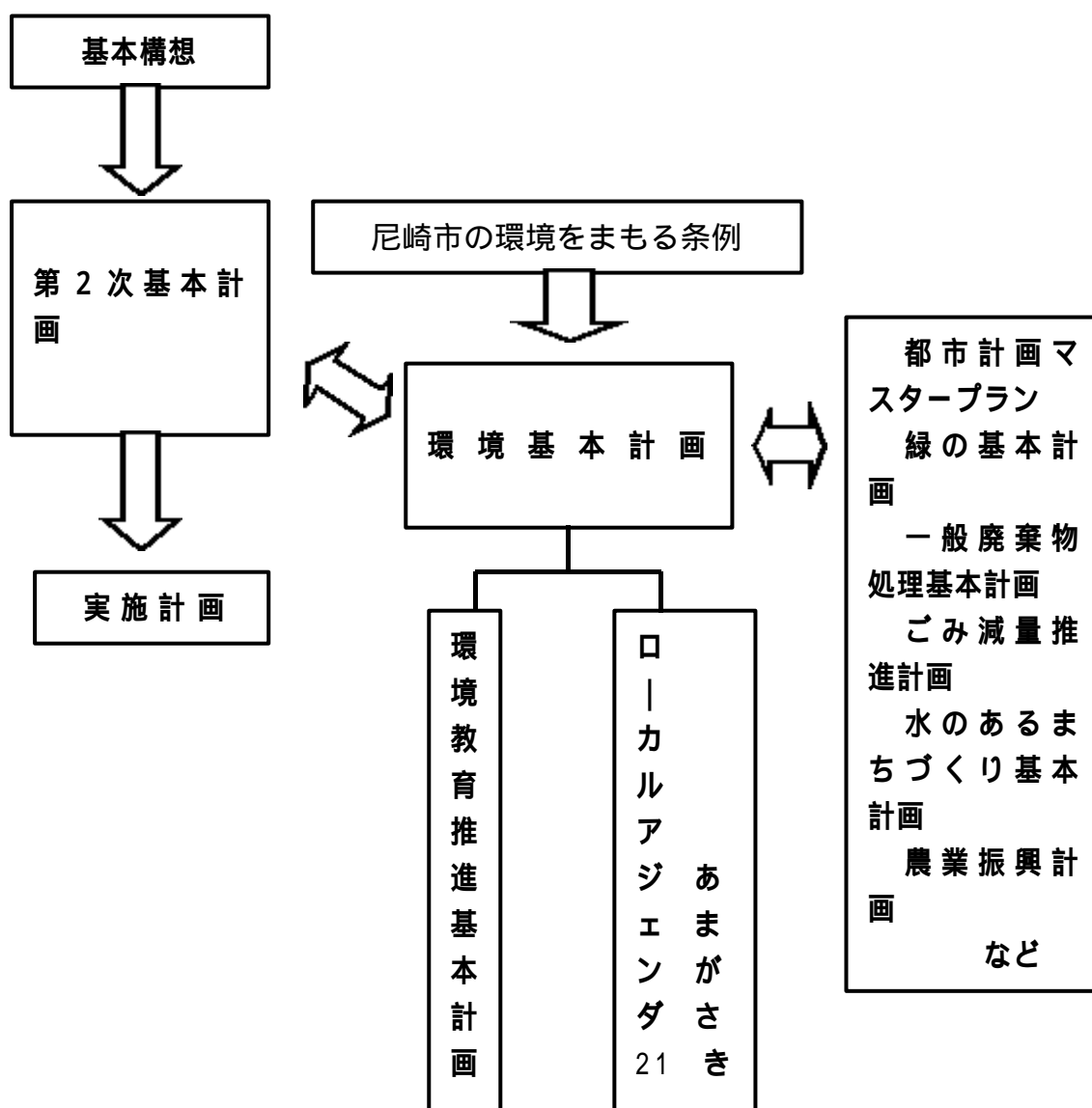




## 第 6 節 他の計画との関係

環境基本計画は、環境をまもる条例に基づく環境政策のマスタープランであり、基本構想、第 2 次基本計画の理念、将来像を環境面から実現させるための計画である。

環境基本計画と他の計画との関係は次のように整理される。



## 第7節 対象とする環境の範囲

環境という言葉は、様々な言葉と組み合わせられ、幅広い範囲の意味を持つ。このため、環境基本計画の対象範囲を環境の要素で定義する。

### 対象とする環境の要素

環境の要素	具 体 例
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊 等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染、廃棄物 等
自然環境	多様な生態系の保全、野生生物の保護 等

## 第8節 市、事業者、市民の役割と責務

各主体は、相互に協力しつつ、以下に示すそれぞれの役割と責務を果たすことが必要である。

### 1 市

市は、本計画に掲げた目標の実現に向けて、市民・事業者と連携・協働しつつ、良好な環境の確保に関する施策の推進に積極的に取り組まなければならない。

また、自らが事業者として、環境保全に関する取り組みを率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境保全意識の向上に努める。

### 2 事業者

事業者は、事業活動を行うに当たって、公害の防止、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理など、環境への負荷を低減するよう配慮するとともに、拡大生産者責任、すなわち事業者自らが製品などが使用されて廃棄物となった後まで、一定の責任を負うという考えに立って行動するように努めなければならない。

さらに、自らグリーン購入 や環境マネジメントシステム の導入などを図るとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

また、公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

### 3 市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷を低減するため、エネルギーの効率的利用、ごみの排出量の抑制及びグリーン購入などにより、ライフスタイルを環境に配慮したものへと転換するとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

## 第2部 尼崎市の環境の現状と課題

### 第1節 地球環境

#### 1 現状

地球温暖化に関しては、平成4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択された（平成6年発効）。平成9年には、この条約の下で、先進国から排出される温室効果ガスの削減目標等を決めるために第3回締約国会議（COP3）が開催され、数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択された。

この中で、わが国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められた。国際的な枠組みづくりと並行して、国内では、平成10年に、「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が改正されるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されている。

このたび、第7回締約国会議（COP7）での京都議定書の運用ルールの合意を受け、平成14年の京都議定書締結に向けた国内対策などの準備作業を進めている。

兵庫県においては、平成12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、行政、事業者、県民が一体となって2010年に1990年レベルから温室効果ガスを6%削減することとしている。

本市における平成5年度の二酸化炭素排出量は1,511千tCと推計され、全国の排出量（324百万tC）の約0.47%を占めている。部門別の比率では産業部門が55.5%、次いで民生部門18.2%、運輸交通部門15.4%となっており、全国の推計結果と比較すると、産業分野の占める割合が多くなっている。

また、オゾン層に関しては、昭和63年に制定した「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づき、オゾン層破壊物質の生産量及び消費量が削減されており、現在、CFCをはじめ、主要なオゾン層破壊物質は、生産が全廃されている。現在は、業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに冷媒として使用されているフロンが、機器の廃棄に伴って大気中に放出されないようにすることが大きな課題となっている。このことから、平成13年6月、フロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時にお

ける適正な回収及び破壊処理の実施などを義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が成立、公布されている。

本市では、フロン対策として、平成4年10月から市内の公用車などの廃車時のフロン回収を実施している。また、平成7年5月からは粗大ごみとして収集された家庭用電気冷蔵庫からのフロン回収を実施し、家電リサイクル法施行後は、同法に基づき、フロン回収を推進している。

酸性雨については、常時監視を行い、実態把握に努めている。

さらに、熱帯林の保全のため、平成5年5月から市の発注する工事において、コンクリート型枠用等の熱帯木材の使用削減対策を実施している。

## 2 課題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少などの地球環境問題に対する対応が国際社会の大きな課題となっている。

これらの問題に対処するため、世界や国のレベルでは対策の枠組みづくりに向けた様々な取り組みが始まりつつある。

このような取り組みをより実効性のあるものとするためには、地域における足元からの取り組みが不可欠であることから、本市においても、すべての主体の連携による地球環境の保全に向けた取り組みを積極的に推進することが必要である。

## 第2節 生活環境

### 1 大気環境

#### (1) 現状

二酸化硫黄 や一酸化炭素 については、これまでの各種対策により、環境濃度は著しく改善され環境基準 に適合している。浮遊粒子状物質 については、10年程前に比べると一定の改善がされたが環境基準ぎりぎり、あるいは超える程度で推移している。一方、二酸化窒素 や光化学オキシダント については、横ばいで推移しており、環境上の基準 に適合していない。また、有害大気汚染物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン については環境基準 に適合している。

一方、悪臭 については、化学工場などかつて問題となっていた業種に係る苦情は減少傾向にあるものの、食品調理、不適切なごみの焼却などの日常生活に密着した苦情の割合が増加する傾向にある。

また、本市では、低公害車 の普及を促進するため、平成2年度に公用車への低公害車の率先導入を開始し、さらに、平成4年度からは事業者などが低公害車を導入する場合にその費用の一部を助成している。

#### (2) 課題

二酸化窒素については、これまで様々な施策を講じてきたが、環境上の基準に適合するためには、固定発生源 はもとより移動発生源 からの窒素酸化物 の排出量の削減を図るとともに、季節的な対策、交通の円滑化対策などを進める必要がある。

光化学オキシダントについては、窒素酸化物や炭化水素 など光化学オキシダントを生成する原因物質の排出抑制対策を進めていく必要がある。

浮遊粒子状物質については、発生源が多岐にわたること、生成メカニズムに解明されていない部分があることなど、効果的な対策を講じることが困難な状況にあるが、特に粒径が小さな微小粒子状物質 (PM2.5) やディーゼル排気微粒子 による健康影響が懸念されていることから、これらの物質も含めて、例えば、公共交通機関の利用促進や低公害車の導入促進など、総合的な排出抑制対策を講じることにより、負荷量の一層の削減を図っていく必要がある。

また、低濃度ではあるが、発ガン性などの有害性を有する有機塩

素系化合物、アスベストなどの有害大気汚染物質について、科学的知見の収集に努めるとともに、その削減対策に取り組んでいく必要がある。

一方、悪臭については、今後ともきめ細かな発生源に対する排出抑制指導を図っていく必要がある。

## 2 水環境

### (1) 現状

河川・海域の水質汚濁は、工場などの発生源に対する規制などにより、カドミウム、水銀などの有害物質については概ね環境基準を達成している。また、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの有機汚濁の指標についても、下水道の整備などにより近年は概ね環境基準を達成している。

海域における化学的酸素要求量の汚濁負荷の総量は低減しつつあるが、閉鎖性水域である大阪湾では、窒素・リンによる富栄養化現象が生じている。

地下水については、過去に基準値を超えるものもあったが、その後のモニタリング調査では検出されておらず、環境基準を達成している。

地盤沈下については、関係法令や尼崎市の環境をまもる条例に基づいて地下水採取の規制指導や地下水掘削工事に伴う地下水排除の抑制指導を行っていることから、概ね沈静化している。

### (2) 課題

河川・海域の水質汚濁、地下水質については、現状より悪化しないよう定期的な監視を行う必要がある。また、地盤沈下についても継続的監視を行う必要がある。特に、閉鎖水域になっている尼崎港内については広域的な対策を講じる必要がある。

## 3 土壌環境

### (1) 現状

土壌は、環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質循環や生態系の維持の要として重要な役割を担っている。土壌汚染の原因となる有害物質は、事業活動などによる原材料などの漏洩や廃棄物の埋立などにより土壌に直接混入する場合のほか、水質汚濁や大気汚染を通じて2次的に汚染される場合があり、土地の改変時の土壌汚染が年間数件発見されて

いる。

## (2) 課題

土壌は、水や大気と比べ、組成が複雑で有害物質に対する反応も多様であることから、いったん汚染されるとその回復には長期の時間や多額の費用が必要となるとともに、汚染原因者の特定が困難である場合が多い。このため、工場などが移転や廃止する機会を捉え、事業者などに対し、関係法令等に基づく指導を行うことが必要である。また、土壌汚染の未然防止についても指導を強化する必要がある。

## 4 音環境

### (1) 現状

本市域の環境騒音は、これまでの調査結果によれば、長期的には改善の傾向にあるが、騒音が各種公害の中でも特に日常生活との関わりが深く、また、その発生源も多種多様であること、さらには感覚的公害の典型でもあるため、市民から寄せられた公害に関する苦情の中で、その件数は常に上位を占めている。

騒音の実態を発生源ごとに概観すると、工場騒音や建設作業騒音については、関係法令等に基づく規制・指導により改善されつつあるが、過密な市街地が形成されている市域の現況から、引き続き注視していく必要がある。

自動車騒音については、主要幹線道路沿道の一部の地点が環境基準を達成している一方で、一部の地点では要請限度も超えているなど、依然として厳しい状況にある。

また、山陽新幹線鉄道騒音についても、これまで様々な対策が実施されてきたものの改善の効果は十分ではなく、調査地点のほぼ半分が環境基準に適合していない状況にある。

在来線騒音は、環境基準などの基準はないものの、在来線の新設又は大規模改良に際しての指針値の基準に比べると、基準を超えている状況にある。

一方、航空機騒音については、低騒音型航空機の導入などの発生源対策が進められたことにより、現在では環境基準に適合しているが、逆発着時においては、北部地域を中心に広い範囲で騒音の影響を受けている。

このほか、飲食店のカラオケを中心とした深夜営業騒音、日常生活に伴って発生する生活騒音、商業宣伝に伴う拡声器騒音など

のいわゆる近隣騒音 も問題となっている。

## (2) 課題

こうした市民をとりまく音環境を静かで住みよいものとしていくためには、特に、自動車騒音の低減が重要な課題であり、自動車そのものに対する発生源対策のほか、交通流対策、道路構造対策、沿道対策などに総合的に取り組んでいくことが必要である。また、山陽新幹線鉄道騒音についてもさらに対策を促進する必要がある。また、工場などからの騒音や近隣騒音についても、関係法令などに基づく事業者に対する規制・指導や市民への啓発を通じて、その低減を図っていくことが必要である。

## 5 一般廃棄物

### (1) ごみ

平成12年度の家庭系ごみ及び事業系ごみを合わせたごみ発生量は、207,686トン、このうち焼却対象ごみ量は175,507トン、1人1日当たりの排出量については1,226グラムとなっている。ここ近年のごみ発生量はほぼ横ばいの状況であるが、資源集団回収運動や紙資源の日の進展により紙類等の資源化率は高まっており資源化率は13.3%となっている。人口の減少やごみ減量化に向けた取り組みなどによりごみの発生量は「尼崎市ごみ減量推進計画」上でのごみ発生量と比べると約12,600トン程度下回っているものの、施設整備を含めた処理経費の面ではダイオキシン 対策などによりここ数年は増加傾向にある。また、ごみの最終処分場 は既に尼崎沖処分場が受入れを終了しており、現在利用している神戸沖の処分場も計画上は平成22年度には満杯になることが見込まれる。処理経費やごみ処理が環境に与える影響を考えると、今後とも一層ごみ減量・リサイクルを進めていく必要がある。

#### 家庭ごみ

#### ア ごみを減らす意識の醸成と行動の促進

##### (ア) 現状

ごみ問題の解決のためには、市民のごみ問題に対する意識啓発が根本的な対策であることから、本市では、これまで地域におけるごみ教室や市政出前講座さらにさわやか指導員 会議などの機会を通して市民啓発を進めてきており、ごみ問題や環境問題に自主的かつ積極的に取り組んで



いる市民グループや個人個人の活動が広がりつつある。加えて、平成14年4月から実施した家庭系ごみ指定袋制度により、ごみ減量への関心も高まりを見せている。しかしながら、市民の中には、ごみは「捨てるもの」という意識が依然として残っているのも現状である。

#### (イ) 課題

循環型社会の形成を目指して、ごみ減量・リサイクルを進めるためには、自発的に「ごみを減らさなければならぬ」という強い意識（発生抑制・再使用）を醸成し、さらに、排出の時には「捨てる」ではなくリサイクル（再生使用）という意識に変えて、「捨てる」という意識そのものをなくしていくことが必要である。また、その意識を頭の中だけで終わらせず、行動を実践・拡大し、定着させることが必要となってくる。

本市においては、燃えるごみの約40%を占める新聞・雑誌・段ボールなどの紙類やびん・缶・ペットボトルのリサイクルについて、既に各種施策により一定の成果を挙げているが、さらに市民意識の向上を図っていく必要がある。

### イ ごみ減量・分別排出を誘導するシステムの整備

#### (ア) 現状

ごみ減量・分別排出の取り組みとして、ごみ教室や市報、また、全戸配布している「家庭ごみべんりちょう」などによる市民啓発と合わせて、これまで5種類の分別収集の実施や資源集団回収運動団体などへの支援、また、公共施設への牛乳パック回収ボックスの設置などを実施してきており、さらに、平成14年度から家庭系ごみ指定袋制度による分別の徹底やごみ減量の誘導手段や公平な費用負担のための「大型ごみの有料化」を実施するなどのシステム整備を図ってきたところである。

#### (イ) 課題

今後のごみ減量・リサイクル推進のための課題としては、減量推進計画の長期的取り組みとしての容器包装リサイクル法 の対象品目である「その他プラスチック容器包装」への対応や燃えるごみの約50%を占める生ごみ

や廃食用油のリサイクルなどの課題に対し、本市の実情に応じた的確なシステム整備を一層図っていく必要がある。

#### ウ ごみ減量・リサイクルに取り組む地域コミュニティ活動の促進

地域において、ごみ減量・リサイクルを推進するため、資源集団回収運動をはじめとした地域が主体となった取り組みが進められ、一定の成果をあげてきたところである。一方、市内全域の市街化に加え、人口の流動性が高いことから、地域コミュニティの希薄化という現象を惹起し、住民相互の行動の無関心化が顕在化している。

こうした中で、これらの取り組みを一層広げていくためには、社会福祉協議会や子ども会などの各組織間のネットワークづくりに努め、ごみ減量・リサイクルへの活性化につなげていく必要がある。また、市民・事業者・行政が「協働」でごみ減量・リサイクルに取り組む体制整備が必要である。

### 事業系ごみ

#### ア 自己処理責任の自覚の促進

##### (ア) 現状

平成12年8月に実施した「事業所のごみ排出等実態調査」の結果では、何らかの形で「市の家庭ごみ収集に出している」と回答した事業所は6割以上に上っており、本来、事業系ごみが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって自己処理責任が定められているにもかかわらず、あまり自覚されていないこと、また、事業者の処理責任に基づき、自らが処理費用を負担しなければならないといったこともあまり認識がなされていない現状となっている。

##### (イ) 課題

ごみ減量・リサイクルを進めていくためには、事業者が本来の自己処理責任を自覚していなければ、十分な効果は望めない。こうしたことから、自己処理責任に基づく適正かつ公平な費用負担を求めていくとともに、家庭ごみとの明確な区分の確立やリサイクル対策を講じるなどシステムの見直しを検討していく必要がある。

## イ ごみを減らす意識の醸成と行動の促進

### (ア) 現状

一部の事業所では、ISO14001の認証取得など、事業活動そのものを環境配慮型へ移行しているが、大多数は、ごみは「捨てるもの」(排出者)「処理するもの」(行政)という意識がまだまだ強く、ごみを減らすといった取り組みまでには至っていない実情があり、併せて、環境配慮型の事業活動への転換が進まないため、消費者に対しても、ごみ減量に向けた行動への促進が図られていないなどの現状となっている。

### (イ) 課題

事業系ごみについても、家庭ごみと同様に、「ごみ」に対する意識を改め、自発的に「ごみを減らさなければならない」という強い意識を事業所内において醸成する必要がある。さらに、その意識をごみの排出だけでなく、生産過程や流通・販売過程においても反映させることが必要である。

## ウ ごみ減量・リサイクルを推進するシステムの整備

### (ア) 現状

事業系ごみは、家庭ごみのように分別区分などのルールが設けられてきていないこと、従って、びんや缶なども排出されているが、これらがそのまま燃やされてしまったり、「家庭からの資源物」として排出されたりしている実態がある。

### (イ) 課題

事業系ごみのリサイクルを進めていくためには、リサイクルルートという受け皿、情報提供や相談窓口といった情報システム、実際の活動を誘導するチェックシステムなど一連のシステムを整備していく必要がある。整備にあたっては、小規模な事業所から大規模事業所まで、それぞれの視点に合わせたシステムを構築していくことなどが必要である。

## (2) し尿等

### 現状

13年度に排出されたし尿・浄化槽の汚泥は、7,345キロリットルで、公共下水道の普及に伴い、年々、し尿汲み取り世帯数及びし尿収集量は減少している。また、浄化槽汚泥についても南部の工場の閉鎖等に伴い搬入量は年々減少している。

### 課題

し尿処理施設については、公共下水道が普及している中で、新築マンションでの設置が見込まれる新たなディスポーザー汚泥などを含めた将来的な搬入動向等を見据えた中での今後の施設整備を検討する必要がある。

当面する課題としては、未水洗化世帯の水洗化の促進と合わせて必要な収集体制と処理体制を維持していくことが必要である。

## 6 産業廃棄物

### (1) 現状

市内事業所の生産活動などに伴って、発生した産業廃棄物の量は、3,870千トン(11年度)となっている。

市内の産業廃棄物の発生量は、震災以降増加した。その後は横ばいで推移していたが、11年度は前年度に比べ2割程度増加している。

産業廃棄物の発生量の84%(3,236千トン)が、中間処理により減量化され、その後、再利用又は最終処分がなされている。

また、リサイクルの推進に係る諸法の制定により、本市の事業所においても、資源化再生利用が進められているが、多種多様な産業廃棄物の発生は、循環的な利用の促進を妨げており、11年度の再利用率は10%(369千トン)となっている。

### (2) 課題

今後は、最終処分場の確保が一層困難になっている状況から、廃棄物の排出を抑制し、また、リサイクルを進めることにより、環境への負荷の低減に努める必要がある。

### 第3節 自然環境

#### 1 現状

尼崎の地勢は、南は大阪湾、東は猪名川から中島川、西は武庫川、北は伊丹市街地地域に囲まれ、その中に庄下川、蓬川、藻川の河川や運河を有している。

緑の基本計画では市域面積に対する「緑」の占める割合は、平成9年度で約24%である。面積の大きいものから、裸地、水面、草地、農地（水田・畑）、民有地の植栽地、公共公益施設の植栽地、都市公園の植栽地などの順となっている。なお、緑の基本計画でいう緑は、樹木や草等の植物で被われている土地、水辺地、水面、土砂岩等の裸地もしくはそれに類する土地をいう。

また、樹木緑被量は、平成9年度調査結果によると、291haで市域面積に対する緑被率は5.86%である。これを立地形態別にみると公園・緑地（26.7%）、企業地（17.7%）、民間独立住宅（16.4%）が高い割合を占め、次いで道路・街路樹（8.9%）、公共の教育・研究施設（8.7%）となっている。

一方、都市公園の面積は平成14年4月現在、308か所、179.44ha（1人当たり3.87㎡）で、市域面積に対して約3.61%を占める。

#### 2 課題

自然環境は生態系の維持に重要な役割を果たすと同時に、生態系の一部である人の生活環境の改善にも大いに貢献している。

そして、この自然環境は、一度損なわれると復元には相当の時間と労力を要し、また、復元が困難なものもある。地域の多様な生態系はその基盤となる地形や、水、緑、土壌とも大きな関わりがある一方、生態系相互も密接に関わり合いながら形成されており、生態系そのものが繊細で壊れやすいものである。人の活動における自然資源の利用は、自然の持つ回復力の範囲内であれば許されるが、いまや、その機能が損なわれている状況にある。我々の生活に必要な自然環境の確保のため、自然との共生を基本においた自然資源の利用、保全、創造が求められている。

本市において、自然環境との共生を考えるためには、根本的かつ大規模な自然環境復元のための取り組みを進める必要がある。

## 第4節 共通項目

### 1 化学物質

#### (1) 現状

物の製造、使用、廃棄の過程で排出された様々な化学物質や、それらの過程において非意図的に生成された化学物質など、様々な化学物質が大気、水などの環境の構成要素や野生生物から検出されており、これらの化学物質の中でも、とりわけ、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）や残留性が高いポリ塩化ビフェニール（PCB）、ダイオキシン類などの有機汚染物質は、人の健康や生態系への影響が大きな問題となっており、河川などにおけるダイオキシン類、トリブチルスズなどの調査を行い情報収集をしている状況である。

#### (2) 課題

新たな化学物質の開発や利用の拡大に伴って、化学物質そのものやそれらを含む製品が市民の日常生活に非常に身近なものとなっていることから、環境監視や情報の収集及び提供のほか、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進することなどにより、市民の安全と安心の確保を図っていく必要がある。

また、今後、予期せぬ新しい環境問題に対する一層の対応が必要となってくる。

### 2 環境教育

#### (1) 現状

「環境と共生するまち・あまがさき」を実現していくためには、市民、事業者が体験を通じて、自ら考え、学び、そして行動するという過程を重視した環境教育が重要である。こうした観点から、本市では、これまで、「環境教育推進基本計画」を策定し、環境問題講演会や環境塾の開催、各種学習会への講師派遣などに取り組む一方、平成8年2月には、環境保全に関する知識・情報の普及、実践活動の支援を行うため、尼崎市環境基金（平成14年4月現在、約3億4千万円）を設置し、市民、事業者による環境保全活動の促進を図っている。

**(2) 課題**

「環境問題に関する市民意識調査」では、「学校での環境教育の充実」を望む人が約半数を占めている。このことから、子どものときから、環境問題を日常的に考える習慣を身につけるなど総合的かつ体系的に環境教育を行っていく必要がある。

また、生涯学習として、あらゆる世代が楽しみながら環境について学び、主体的に実践できる場や機会づくりに努める必要がある。

## 第3部 望ましい環境の創造に向けて

### 第1節 環境を形づくるもの

「環境」はあらゆる要素が関わってできあがっている。環境づくりを整理すると、「ひと」「とし」「しくみ」の3つの要素に分けて考えることができ、望ましい環境づくりのためにはこれらのすべてが備わっている必要がある。



### 第2節 環境について「尼崎らしさ」を考える

私たち一人ひとりの心に宿る尼崎らしさとは、いったいどのようなものか、たぶん一言でいい表すことは難しく、各人各様の尼崎らしさに対する思いがあると想像される。

下図は、尼崎らしさを形づくることからである。

尼崎市環境基本計画で示す具体的な目標、取り組み、役割などを通じて、尼崎らしさとは何かを明らかにしていくこともこの計画の一つの重要な役割と考える。

### 「尼崎らしさ」とは

#### 尼崎の「ひと」

- ・近松門左衛門をはじめ、有形、無形の文化財、産業遺産など様々な歴史的遺産を受け継いだまちであり、人の情緒を残している
- ・人情味豊かな人が多く、ざっくばらんな温かいコミュニティがみられ、コミュニティ活動も盛んである
- ・北部を中心に新しい市民が市外から流入しており、市民層が多様なまちとなっている
- ・隣接する大阪との結びつきが、経済、生活、文化の各面で強く、その影響を受けている
- ・自然が乏しいこともあり、緑や水へのあこがれが強い市民が多い
- ・過去から公害をなくすための活動に取り組んできた



### 尼崎の「とし」

- ・人が住み始めたのは弥生時代からで、田能遺跡や上ノ島遺跡は、当時の遺跡である。
- ・古代から中世にかけて、大和・難波京といった政治・経済の中心地と西国・瀬戸内を結ぶ海陸交通の要地として栄えた
- ・近世には、大坂の西の備えの城下町として発展した
- ・工業化や高度経済成長の過程で生じた地盤沈下、大気汚染などの公害問題については、早くから対策を進めてきた
- ・幹線道路による大気汚染、騒音・振動等の問題が依然深刻である
- ・平坦な地形で山や丘陵、大規模な樹林地はなく、ほぼ全域が市街化している
- ・その中で、武庫川、猪名川の大河川周辺、一部の社寺林や公園などに比較的まとまった自然がみられる
- ・南部は工場地帯で、海辺は工場に阻まれてアプローチが困難であるが、工場の転出等による跡地の公園化など、土地利用転換が進みつつある
- ・南部は古い市街地、北部は新市街地という構造であり、南部では駅周辺を中心に市街地再開発が進んで住環境の変化がみられる
- ・東西交通軸が発達し、反面南北軸が未発達である

### 尼崎の「しくみ」

- ・自然を回復する取り組みとして、工場や学校でのビオトープづくりが盛んに行われている
- ・河川の親水化、多自然化が進められている
- ・工場地域としての技術的なストックがあり、環境改善や環境産業へのポテンシャルが高い
- ・「環境基金」を活用するなど市民の環境学習や環境改善の取組へのしかけが継続的に行われている
- ・市内の主要工場と公害防止協定を締結するなどきめ細かい公害防止対策を進めている
- ・環境の実態を把握し、的確な対応と有効な対策を進めるため、汚染状況や汚染物質等の常時監視を行っている
- ・市内の工場と緑化協定を締結するなど地域の環境の改善を図っている

### 第3節 望ましい環境像

「環境と共生するまち・あまがさき」を目指して、望ましい環境像を次のとおり定める。

- (1) 地球環境をまもるため行動するまち
- (2) すがすがしい、さわやかなまち
- (3) 自然とふれあえるまち
- (4) 環境づくりに参加・協働するまち

### 第4節 3つの基本方針と1つの行動方針

「環境と共生するまち・あまがさき」を実現していくために、次の3つの基本方針と1つの行動方針に基づき、環境に関する施策を展開する。

#### (基本方針)

#### 1 「循環」 ————— 循環を基調とする経済社会システムへの転換

廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の枯渇を防ぐため、利用した資源の循環的な利用と、エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指す。

#### 2 「健康」 ————— 人の健康の保護

私たちが健康で安全な生活をおくれるよう、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止し、大気や水、土壌などを健全な状態に保全するとともに、有害化学物質対策を進める。

#### 3 「共生」 ————— 自然との共生の確保

多様な自然環境を適切に保全するとともに、人と自然とのふれあいを進め、自然との共生を基調としたまちづくりを進める。

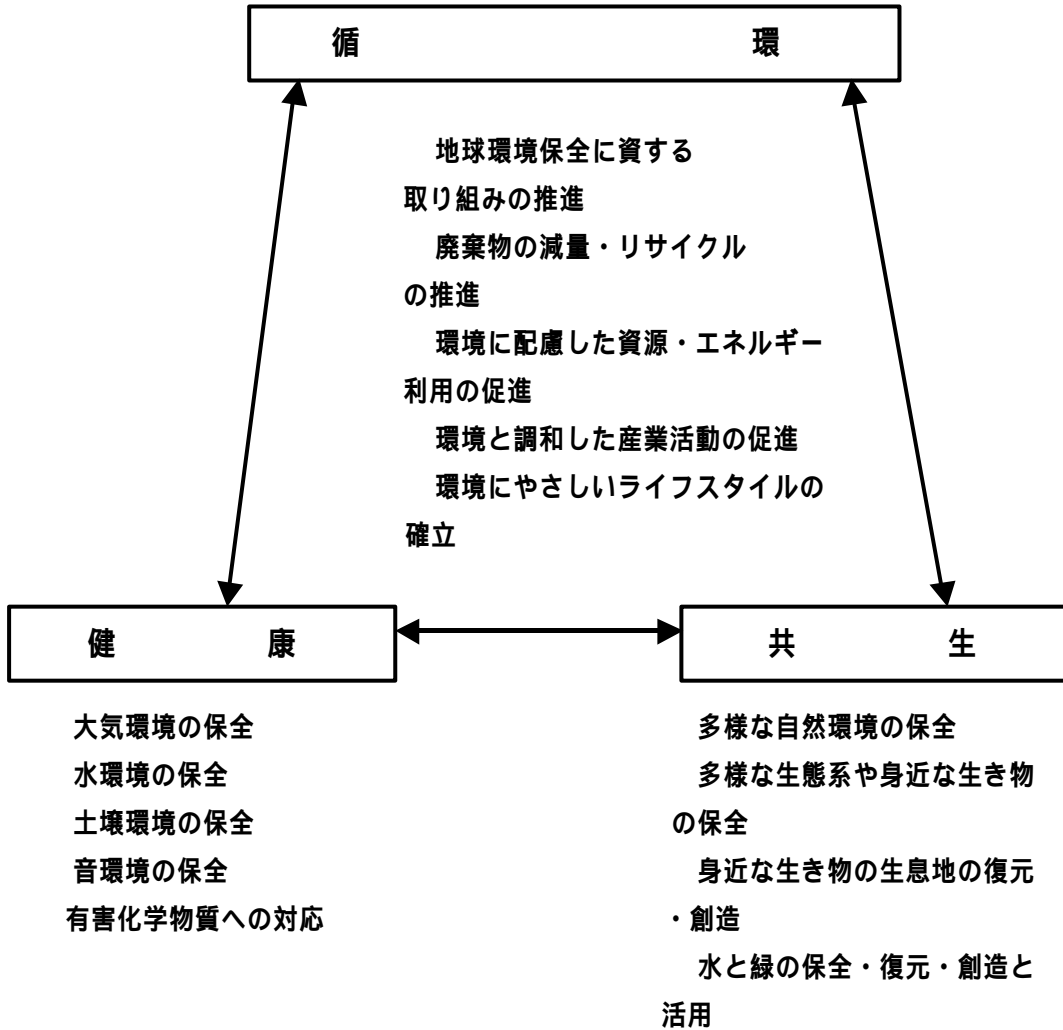
#### (行動方針)

#### 「参加」 ————— すべての主体の参加の実現

市、事業者及び市民がそれぞれの責務と役割を明らかにするとともに、連携して参加する仕組みを作る。

施策体系図

3つの基本方針と施策の方向性



行動方針

参加

施策の方向性

環境教育・環境学習の推進  
市民・事業者の積極的な施策への協力と取り組み  
自然環境の保全・創出のための活動の推進  
市における環境配慮率先実行の着実な推進

## 第5節 施策展開に当たっての基本方向

### 1 循環（循環を基調とする経済社会システムへの転換）

資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄によって、廃棄物問題はもとより、資源枯渇や地球環境問題といった重大な問題が引き起こされている。

このため、現状の経済や社会のあり方を見直し、資源やエネルギーの有効利用を進め、循環を基調とする持続可能な経済社会システムを構築する。

今後、本市においても、市域の社会的・自然的条件を踏まえ、関連する法令などに基づく循環型社会の構築に向けた施策を総合的・計画的に講じる。

#### (1) 地球環境保全に資する取り組みの推進

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち最も排出量が多い二酸化炭素について、産業部門はもとよりオフィスや家庭などの民生部門及び運輸部門における増加が特に著しいことから、地球温暖化対策の啓発を進めるとともに、省エネルギーの実践や排出抑制対策をより一層進める。

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響のある特定フロンなどの回収や処理に努めるとともに、ノンフロン製品の普及促進に努める。

熱帯林の保全に向けて、今後とも公共工事をはじめとして、熱帯木材の使用削減に努める。

本市に蓄積された環境保全技術などを活かして、地球環境保全の視点から国際協力を推進する。

#### (2) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量化、リサイクルを推進するため、製品開発、原材料の調達、生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動の各段階で、すべての主体のパートナーシップのもとに、リフューズ（断る）、リデュース（減量する）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組む。

#### (3) 環境に配慮した資源・エネルギー利用の促進

エネルギーの大量消費は、地球温暖化などの大きな要因となっている。このため、エネルギー使用の抑制はもとより、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーなどの技術開発とその普及が重要である。

また、建物の省エネルギーの徹底など、環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、市民にエネルギー多消費型のライフスタイルを改

めることや、公共交通機関の一層の利用を促すなど、着実に施策を推進する。

さらに、節水や水の再利用などにより、水資源の有効利用を図る。

**(4) 環境と調和した産業活動の促進**

環境と調和した産業活動を促進するために、環境産業の振興・育成を積極的に進めるとともに、事業者において、製品開発、原材料の調達、生産、流通、消費、廃棄の各段階での環境への配慮を促す施策を推進する。

**(5) 環境にやさしいライフスタイルの確立**

環境学習等により人と環境の関わりについての認識や理解を深め、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、日常生活において、ごみの減量化、リサイクル、省資源・省エネルギー、グリーン購入に取り組むなど、環境にやさしいライフスタイルの確立を促す施策を推進する。

## 2 健康（人の健康の保護）

本市では、事業者の生産活動に起因する産業型公害は沈静化の途をたどってきたが、都市化の進展や経済の安定的成長を続ける中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や利便性、効率性を追及した生活様式が定着したことにより、自動車交通量の増大等による窒素酸化物を中心とする大気汚染や騒音については依然として改善が進んでいない状況にある。さらに、今日、ダイオキシン類等非意図的に生成される化学物質で外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）が、大気、水等様々な媒体を経て人や生態系に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして社会的な問題となっている。

したがって、将来にわたって市民の良好な環境を確保していくため、大気汚染をはじめとする公害の防止や有害化学物質の安全管理等に関して、生産活動、日常生活、交通等の多様な社会活動から生ずる環境への負荷の低減対策を総合的に進める。

### （1）大気環境の保全

自動車排出ガス等の移動発生源対策については、広域的な取り組みが必要であることから、周辺都市とも連携しながら、ディーゼル車などの排出ガス規制や交通総量の抑制、沿道対策の実施について、国等関係機関へ働きかけを行うとともに、自動車公害対策を効果的に進めるため、ノーマイカーデー、アイドリングストップ運動や低公害車の導入を粘り強く促進する。

工場等の固定発生源対策については、法・条例に基づく規制、指導を行い、大気汚染物質の排出抑制対策を推進する。

その他の対策については、大気環境に係る継続的な実態把握のため、測定所や環境測定車などによる環境モニタリングを行う。

### （2）水環境の保全

生活排水対策については、下水道の整備はもとより、環境配慮に関する市民等の意識向上を図る。

産業排水対策については、排水基準の遵守に止まらず、生産工程の改善による汚濁負荷の低減や排水処理の高度化を指導する。

有害化学物質を含む排水などによる地下水汚染を防ぐため、法に基づく規制などにより地下水の保全を図る。

瀬戸内海の水質保全のため、汚濁負荷の低減の促進を図る。

地下水の採取に対する規制・指導や地盤沈下に係る監視・観測を引き続き行うとともに、雨水の地下浸透の推進を図る。

水環境に係る継続的な実態把握のため、定期的な環境モニタリングや各種実態調査を行う。

### (3) 土壌環境の保全

土壌汚染を防止するため、関係法令等に基づき、土壌汚染調査や浄化対策の指導を進める。

### (4) 音環境の保全

自動車騒音対策については、自動車単体規制の強化等の発生源対策や自動車交通量・交通流対策、さらに遮音壁の設置等の道路構造対策や沿道対策など、道路構造や交通状況に応じた施策を促進する。

工場・事業場や建設作業などの固定発生源対策については、今後とも規制・指導を図る。

航空機・鉄軌道等の移動発生源対策については、環境の実態を継続的かつ広域的に把握し、その実態に応じ、国や事業者に対して発生源対策や防音対策等の周辺対策を講じるよう働きかける。

近隣騒音については、深夜営業騒音などの指導を図るとともに、生活騒音については、近隣配慮の普及啓発を進める。

### (5) 有害化学物質への対応

ダイオキシン類を含む外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など、微量でも環境保全上の支障を及ぼす可能性が指摘されている化学物質については、モニタリング等により環境汚染の状況を把握し、有害性等の情報を収集して、地域の環境リスク低減のための対策を講じる。

環境リスクに関する情報をわかりやすく提供するとともに、地域の環境リスクに対する理解と必要な対策について、地域社会において円滑なコミュニケーションが図れるよう努める。

環境汚染物質排出移動登録制度（P R T R制度）により、事業者においては製造・使用する化学物質について自主管理による排出抑制を行うとともに、排出状況や管理状況に関する情報を把握・公表し、地域住民の理解を得て環境保全上の支障を未然に防止する。

### 3 共生（自然との共生の確保）

人類は自然の一員として生まれ、自然に育まれ、その中に文明を开花させ自然環境の中に生活空間を築いてきた。しかし、現代文明活動が大気や水環境に深刻な影響を与え、自然生態系を破壊するなどの行為を通じて、人類文明自体に脅威を与えつつあると言われる今日、私たちは自然との共生について再検討しなければならない。

それは、自然に内在する生態系の機能が大気の浄化や水環境の調整などを通じ、私たち市民の心身に健康をもたらし、人の心に潤いや安らぎを与えるという効果だけの問題ではなく、人類にとって本質的な課題であると考えられる。そのため、市域に見られる自然を独自の環境資源として位置付け、保全し、その保全された自然と市民生活との共生を図ることは、市街化された本市として最も優先的に取り組むべき環境面での課題であると考えられる。

そして、河川などの水や、樹林などの緑が持つ自然の意義を市民自らが理解・評価し、その保全と活用の活動に参画し、自然との共生を確保することが必要である。

臨海地域において、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりをめざした「尼崎21世紀の森構想」は、こうした自然との共生の確保への取り組みであり、市民をはじめとするすべての主体の参画と協働の下での実現を目指している。

#### (1) 多様な自然環境の保全

生態系に配慮して多様な自然が保全されるように、自然環境と市民生活・都市活動の共存をテーマとしたまちづくりを進める。

市域の農地、ため池、河川、保護樹林、社寺林などを始めとする自然環境の積極的な保全に努める。

#### (2) 多様な生態系や身近な生き物の保全

市内の生物種が増加するよう多様な生態系を確保し、さらに豊かな自然環境の保全に努める。

日常生活を通じて自然の動物や植物と触れ合えるよう、身近な水や緑の空間を計画的に保全し、組織的な整備に努める。

#### (3) 身近な生き物の生息地の復元・創造

身近な生き物の生息する環境（河川、水路、緑地、草地など）の復元並びに立体的な緑化などによる創造の積極的な推進に努める。

市域に点在するビオトープを全市的に拡大し、それぞれを連ねてエコ



コリドー（生態回廊）として整備し、身近な生き物の生息地のネットワーク化に努める。

臨海地域では、河川や運河、湾内の豊富な水環境を活用して水辺環境の回復・創造や緑豊かな水際景観を創出するとともに水と緑の回廊づくりなどを通じて、「森と水と人が共生する環境創造のまち」を形成していく。

#### （４） 水と緑の保全・復元・創造と活用

うるおいある豊かな緑や美しく心安らぐ水辺、あるいはさわやかな風や美しい花、土と親しめる空間によって象徴される公園、緑地などは、市民生活に不可欠なオープンスペースのひとつであり、自然との共生に認識を深める場所としての整備に努める。

市街化された本市において、オープンスペースを巧みに取り入れたまちづくりを進めるため、「緑の基本計画」と連携し、公園、緑地、緑道、水辺などを中核に、環境関連イベントの場となるにふさわしい水と緑の保全・復元・創造に努める。

#### 4 参加（すべての主体の参加の実現）

市、事業者及び市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、環境関連イベントをさらに増やし、連携して参加する仕組みを作る。

##### (1) 環境教育・環境学習の推進

子どもに対し、多様な環境教育・環境学習の機会が提供されるよう取り組むとともに、あらゆる世代が、様々な場や機会において、環境について学んだことを実践していけるよう体験学習を重視した環境教育・環境学習を推進する。

##### (2) 市民・事業者の積極的な施策への協力と取り組み

今日の環境問題を解決するためには、市のみならず、市民・事業者が、環境への理解を深めるとともに、それぞれの立場でできる環境配慮や環境保全活動を自主的、積極的に行う。

今後は、環境保全活動に取り組む団体に関する情報を広く市民・事業者提供するとともに、環境保全活動に取り組む団体の相互交流、指導者の育成など、個人や団体の環境保全活動を促進するための方策を充実する。

##### (3) 自然環境の保全・創出のための活動の推進

自然環境保全グループの育成を行うなどにより、グループ自らが企画、立案、運営していくような市、事業者、市民の明確な役割分担に基づく自主的活動を促進する。

自然環境が保全、復元、創造された場所を、あらゆる年齢層の市民が集まり自然環境について共に学び、遊び、憩う場として活用する。

##### (4) 市における環境配慮率先実行の着実な推進

国際環境規格 ISO14001の認証を維持するなど環境マネジメントシステムの運用を的確に行い、市の事業に係る環境配慮活動を着実に推進する。

##### (5) 参画と協働による「尼崎21世紀の森構想」の推進

地域のコンセンサスを得ながら、市民をはじめとするあらゆる主体の参画と協働により森づくりを進める推進母体「尼崎21世紀の森づくり協議会」を通じて、「尼崎21世紀の森構想」を推進する。

また、広く市民が参画できるイベントやワークショップを開催し、人材の育成やNPO等の参画を得ながら、同構想を推進する。

## 第4部 目標達成に向けての具体的な施策

### 第1節 循環を基調とする経済社会システムへの転換

#### 1 地球環境保全に資する取り組みの推進

##### (1) 目標

地球環境の保全に向けた積極的な取り組みが行われること。

##### (2) 施策

地球環境の保全に向け、ローカルアジェンダ21 あまがさき などにに基づき、それぞれの主体の協力と連携に基づく取り組みを促進する。

##### 地球温暖化防止対策の推進

二酸化炭素の排出抑制のため、資源やエネルギーの使用抑制や循環的利用、自然エネルギー等の活用などの取り組みを進めるとともに、メタン その他の温室効果ガスの排出抑制対策を国・県などの関係機関と連携して推進する。また、市は、尼崎市環境率先実行計画に基づき自らの事業において率先的に取り組む。

##### オゾン層破壊物質の排出抑制

電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコンなどの修理・廃棄時には、フロンを大気中に放出させないよう、フロン回収を促進する。回収したフロンは、家電リサイクル法及びフロン回収破壊法に基づき、適正な処理を促進する。また、ノンフロン製品などの普及促進に努める。

##### 熱帯木材の使用削減

今後とも公共工事をはじめとして、熱帯木材の使用削減に努める。

##### 国際的な情報交換・技術交流の推進

地球環境保全活動を進めるために、姉妹都市・友好都市との交流や市内企業が持つ海外との関係を生かして、環境保全技術の交流や人材育成の支援を行うとともに、市民の国際交流・国際協力活動を支援する。また、地球環境問題に関する情報の収集・提供に努める。

## 2 廃棄物の減量・リサイクルの推進

### (1) 目標

ごみの減量やリサイクルが進み、環境負荷の少ない循環型の経済社会システムづくりが行われること。

### (2) 指標

一般廃棄物の減量率

### (3) 施策

廃棄物の減量・リサイクルの推進に向けた対策については、まず、リフューズ（ごみを発生源で断つ）、リデュース（減量）、次に、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）やエネルギーとしての利用（熱回収）を進め、最後に利用できない廃棄物について適正に処理を行うことを基本とし、市、事業者、市民が責任を適切に分担して取り組むことにより、省資源・循環型社会の実現を目指す。

#### 一般廃棄物（ごみ）の減量・リサイクルの推進

ごみ減量推進計画などにに基づき、市、事業者、市民など関係者が連携して、ごみの減量・リサイクルを進める。

循環型社会の実現を目指す本市としては、今後ともごみの発生抑制に向けた取り組みを進めることにより、減量目標値にとどまらない、更なるごみ減量を目指す。

#### ア 家庭ごみの減量・リサイクル施策

##### (ア) ごみを減らす意識の醸成と行動の促進

- a ごみ問題の講演会やイベント、ごみ教室などを通じて意識啓発を進める。
- b グリーン購入やマイバッグ運動の促進を図るほか、再生製品の使用を促進する。
- c 集団回収・拠点回収による紙類などのリサイクルを促進する。
- d 国、県などの新たな構想や科学技術等の進捗なども視野に入れた生ごみの減量・活用方策のほか、廃食用油のリサイクルについて検討する。

##### (イ) ごみ減量・分別を誘導するシステムの整備

容器包装リサイクル法の対象品目である「その他プラスチック容器包装」のリサイクル手法や分別区分の見直しを進めていく他、本市の実情に応じて必要なリサイクルシステムの整備を図っていく。

##### (ウ) ごみ減量・リサイクルに取り組む地域コミュニティ活

### 動の促進

- a ごみ減量・リサイクルを推進する地域のリーダー、行政と市民とのパイプ役としてのさわやか指導員活動の促進を図る。
- b ごみ減量・リサイクルの取り組みを実効性のあるものとするために、市民・事業者・行政で構成するフォローアップ体制を整備する（「あまがさきごみ減量作戦推進会議」の設置・運営）。

## イ 事業系ごみの減量・リサイクル施策

### （ア） 自己処理責任の自覚の促進

- a 処理責任に応じた公正な費用負担を促進するため、行政による指導を強化するほか、市報・業種組合などを活用した啓発活動を強化する。
- b 家庭ごみと明確に区分できる排出方法のルール化を図る。

### （イ） ごみを減らす意識の醸成と行動の促進

- a 職場での環境学習の実施の促進や講演会などを通じて意識啓発を図っていく。
- b 行政が保有している情報の提供などにより、情報の共有化を図る。
- c 過大包装の抑制や逆流通ルートによる容器回収などにより、ごみを作り出さない事業活動を促進する。
- d 事業所内における分別の徹底やオフィス町内会などによる紙類などのリサイクルを促進する。
- e 生ごみの減量・リサイクルを促進する。

### （ウ） ごみ減量・リサイクルを推進するシステムの整備

- a 一定規模以上の事業所を対象とした「ごみ管理者」の設置や「ごみ減量計画」の策定の義務づけによる自己計画に基づく減量の促進を図る。
- b 「ごみ減量マニュアル」による減量・リサイクルの誘導を図る。
- c 事業系ごみの分別排出区分の設定とともに家庭ごみと明確に区分するため、事業系指定袋などのルール化を図る。

### **産業廃棄物の減量・リサイクル等の推進**

産業廃棄物対策については、省資源・循環型社会を実現していく上において重要な課題の一つであるとともに、ダイオキシン類対策、最終処分場の逼迫、不法投棄などの適正処理に関わる問題への対応といった視点からも、社会全体でその排出量の抑制やリサイクルの推進に取り組んでいく必要がある。

本市では、資源循環型産業の健全な育成なども視野に入れながら、次の施策を推進していく。

#### **ア 産業廃棄物の処理に関する普及啓発活動の充実**

排出事業者などの環境配慮意識の向上を図り自主的な取り組みを推進していくため、適正処理やリサイクルなど産業廃棄物の処理に関する情報発信を積極的に行うなど普及啓発活動の充実に努める。

##### **イ 関係法令に基づく指導監督の強化**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく適正処理や再資源化を推進していくため、排出事業者・処理業者への指導監督をさらに強化する。

#### **ウ 資源循環型産業の育成等**

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、排出事業者の参画支援を含めた資源循環型産業の健全な育成などの研究を進める。

#### **エ 建設副産物などのリサイクルの推進**

土木、建築工事等の公共事業により発生する建設副産物などのリサイクルを推進する。また、建設残土の利用促進については、広域的連携などによりさらに促進する。

### 3 環境に配慮した資源・エネルギー利用の促進

尼崎市新エネルギービジョン などに基づき、省エネルギー、太陽光発電などの自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、コージェネレーション システムなどによるエネルギーの効率的利用などに努める。

また、エネルギー消費は都市構造にも密接に関係していることから、今後の都市基盤整備に当たっては、一定の地域的まとまりの中で効率の良いエネルギー供給システムを導入するなど、システム的なエネルギーの有効利用方策について検討する。

#### (1) 目標

資源・エネルギーの有効利用が進み、環境負荷の少ない循環型の経済社会システムづくりが行われること。

#### (2) 施策

##### 省エネルギーの推進

省エネルギー型のライフスタイルへの転換や公共交通機関の一層の利用促進を始め、産業部門、運輸交通部門など社会のあらゆるレベルでの省エネルギー化に努める。また、公共施設においては、省エネルギー診断等を進めることにより率先して省エネルギーに取り組む。

##### 自然エネルギー・未利用エネルギーの活用等

###### ア 自然エネルギーの活用

太陽熱利用や太陽光発電については、既に公共施設をはじめ民間においても導入されているが、今後とも自然エネルギーの積極的な利用促進に努める。

###### イ 未利用エネルギーの活用

本市においては、工場廃熱、ごみ焼却場廃熱、海水などの温度差エネルギー などの未利用エネルギーが大量にあることから、これらの活用について検討を進める。

###### ウ 効率的で環境に配慮したエネルギー供給システムの導入

コージェネレーション、燃料電池、地域熱供給システム など、効率的で環境に配慮したエネルギー供給システムの導入の推進を図る。

##### 水資源の有効利用の推進

水資源の有効利用を図るため、節水や水の再利用を促進する。

また、都市の適正な水循環の回復をめざし、雨水利用 雨水地下浸透などについて公共施設や道路などで推進するとともに、民間での普及の仕組みづくりなど対策の促進に努める。

## 4 環境と調和した産業活動の促進

### (1) 目標

開発、生産、流通、サービスの提供から廃棄物の処理に至るまでの事業活動全体を視野に入れ、環境と調和した産業活動が行われること。

### (2) 施策

#### 環境に配慮した事業活動の促進

事業活動において、省資源・省エネルギーや廃棄物減量・資源循環などに配慮し、製品開発、原材料の調達から生産・流通・廃棄に至る各段階にわたるライフサイクル全体を通して環境負荷が低減されるよう事業者自らによる環境配慮の取り組みを促進する。

また、事業者における環境管理システムの導入や環境監査、環境ラベルやライフサイクルアセスメント(LCA)などの取り組みの促進を図る。

さらに、中小企業者が行う公害防止施設の設置やISO14001の取得などに対し、今後とも環境保全資金融資制度などによる金融上の支援を行う。

#### 地域産業の連携による新しい資源循環型産業の創出

ある一つの産業だけでは、廃棄物の減量やリサイクルの推進には限界があるが、多くの産業が参加した産業全体で考えれば、その共同の取り組みにより環境負荷の少ない循環型の経済社会システムづくりの実現可能性がさらに高まる。このようなことから、リサイクル技術などの開発や新しい資源循環型産業の創出に向けた検討について、地域産業・学術研究機関との連携を図る。

#### 環境産業の振興・育成

地球環境への負荷が少ない商品・サービスや地球環境保全に資する技術やサービスを提供する「環境産業」を振興・育成するため、市内企業や進出企業に対して、情報提供、調整、各種助成制度の適用、企業間連携の支援などを行う。



## 5 環境にやさしいライフスタイルの確立

### (1) 目標

日常生活や事業活動において、環境にやさしいライフスタイルを確立すること。

### (2) 施策

#### ごみを減らす意識の醸成と行動の促進

ごみ問題の講演会やイベント、ごみ教室などを通じて意識啓発を進めるとともに、マイバッグ運動の促進を図るほか、再生製品の使用を促進する。(再掲)

#### 省エネルギーの促進

冷暖房の設定温度の適正化などを通じて日常生活における省エネルギーの徹底に努める。

#### グリーン購入の推進

再生品などの環境負荷の少ない商品の市場を創出し、リサイクルなどを促進するために、環境負荷の少ない商品を優先的に購入する「グリーン購入」の取り組みを進める。行政における物品購入や公共事業での資材調達においては、率先的にグリーン購入を行うとともに、グリーン購入の普及を促進する。

#### 不用品のリユースの推進

不用品の有効利用と物を大切にすることを育て、ごみの減量や資源保護への関心を高めるため、不用品交換情報の提供を行うとともに、フリーマーケットなどの実施を推進する。

#### リース・レンタル用品の利用の促進

不用品を作らないために、リース・レンタル用品の活用を促進するなどの意識啓発に努める。

#### 環境家計簿の普及

家庭からの二酸化炭素排出量などを自らがチェックすることにより、ライフスタイルを環境にやさしいものに転換していくことを目的とした環境家計簿の普及を図る。

## 第2節 人の健康の保護

### 1 大気環境の保全

#### (1) 目標

尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準に適合すること

#### (2) 指標

大気の汚染に係る環境上の基準の適合状況

#### (3) 施策

##### 自動車排出ガス等の移動発生源対策

ア 自動車単体から排出される汚染物質を低減するため、排出ガス低減技術の開発促進、自動車排出ガス規制のより一層の強化を国へ要望する。

イ ディーゼル自動車へのDPF（ディーゼル排気微粒子除去装置）の装着や、低公害車への転換促進策を検討し、その普及促進に努める。

ウ 公用車の更新や新規導入は、原則として低公害車とする。

エ 市営バスの更新や新規導入は、最新規制適合車のアイドリングストップ機能付車両とする。

また、低公害車の導入や、使用中の車に対するDPFの装着についても、導入効果、経済性、実用性など導入に向けた調査・検討を進める。

オ 公用車の運行に当たっては、駐停車時などにおけるアイドリングストップや整備点検の励行など、エコドライブを実践する。

カ 広域的な観点から、貨物自動車に偏向する輸送について、鉄道、船舶等への転換、共同輸配送による輸送の効率化などの物流対策を関係機関と連携して促進する。

キ 大気汚染等を改善するため、広域的な観点からのパークアンドライドやレンタサイクルをはじめとする自動車以外の移動手段への誘導など、総合的に自動車利用を抑制しようとする交通需要マネジメントの視点も踏まえて、国など関係機関と連携しながら、環境に配慮した交通機能の向上に努める。

ク 交通流の円滑化を図るため、立体交差化やボトルネックを解消する道路整備を推進する。

ケ 国道43号などの交通負荷を低減するため、大型車両の阪神高速湾岸線への誘導などを促進する。

コ 自動車排出ガスによる沿道環境への影響の低減を図るため、

緑化を促進する。

サ 公共交通機関の利用を促進するとともに、マイカーを自粛するノーマイカーデー運動、アイドリングストップなどのエコドライブ運動を近隣自治体と連携を図りながら推進する。

シ 環境測定車や測定所による調査により交差点など局地的な大気汚染の状況を把握する。

#### 工場等の固定発生源対策

ア 関係法令に基づき、工場・事業場に対する規制、指導などを行い、今後とも窒素酸化物やばいじんなどの汚染物質の削減を図る。また、規制対象外の工場・事業場に対しても、施設の保守点検の励行などによる汚染物質の削減を指導する。

イ 工場・事業場における低NO<sub>x</sub>バーナーへの転換や脱硫・脱硝・集じん装置など公害防止のための施設の設置を指導してきたが、今後ともなお一層公害防止に努めるよう指導し、汚染物質の削減を図る。

ウ 工場・事業場における重油から灯油、天然ガスなど使用燃料の良質化への転換をはじめ、施設の適正な燃焼管理の徹底を指導するとともに、排熱利用や省エネルギー化を促進し、汚染物質の低減を図る。

エ 光化学スモッグ 広報発令時などの緊急時対策として、今後とも発生源監視システムによる大規模工場における燃料・原料使用量及び汚染物質の常時監視を行う。

オ 公害防止協定に基づき、硫黄酸化物や窒素酸化物の総量規制を実施し、一定の効果を挙げてきたが、今後とも事業者の自主努力に基づく一層の取り組みを促す。

カ 悪臭対策を総合的に推進するため、関係法令に基づく規制、指導のほか、尼崎市悪臭防止対策指導指針に基づく臭気濃度による指導を行う。

キ アスベストやフロンなどの有害物質を使用しない製品の開発や原材料の採用を促進する。

ク 新たな環境汚染の未然防止を図るため、未規制有害物質などに関する調査、研究を進める。

ケ 不適切なごみの焼却などによる大気汚染及び悪臭を防止するため、関係法令に基づき一定の燃焼行為を制限することなどにより、環境に配慮した事業活動や日常生活を促進する。

コ 家庭などの群小発生源からの汚染物質の削減を図るため、省

エネルギーの徹底やライフスタイルの見直しを促進するための啓発活動に努める。

#### その他の対策

- ア 大気環境に係る測定所や環境測定車などによる定期的な環境モニタリング、各種実態調査を行い、大気環境の状態や発生源の状況を適切に把握する。
- イ 大気環境の動向を把握し、広域的な汚染対策を進めるため、国など関係機関をはじめ近隣自治体と密接な連携を図り、情報把握に努める。
- ウ 市民及び事業者による大気環境保全への取り組みを促進するため、インターネットのホームページなどにより、大気汚染の状況やイベント開催、助成制度などに関する情報を継続的に提供する。

## 2 水環境の保全

### (1) 目標

尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準に適合すること。

### (2) 指標

水質の汚濁に係る環境上の基準の適合状況

地下水の水質汚濁に係る環境上の基準の適合状況

### (3) 施策

#### 生活排水対策

生活排水については、下水道整備の計画的な推進を引き続き図る。また、下水処理水の清流復活等のための環境用水やトイレ等に使用する雑用水としての有効利用を図る。

#### 産業排水対策

排水基準の遵守に止まらず、生産工程の改善によるCODなどの汚濁負荷の低減や排水処理の高度化を指導する。

ア 工場・事業場の排水規制・指導

イ 未規制事業場の指導

ウ 未規制物質の排水規制・指導

#### 地下水の保全

地下水の保全のため、トリクロロエチレンなどの有害化学物質による地下水汚染の防止対策として、水質汚濁防止法に基づき地下浸透規制など適切な措置を講じる。また、汚染された地下水については、継続的な監視調査と適切な対策を行うよう指導する。

#### 水環境の整備

河川の水質浄化を図るため、必要に応じ、汚泥のしゅんせつ、浮きごみの除去を行い、また、河川などへのごみのポイ捨てなど不法投棄の防止、河川清掃等の市民啓発を進める。

河川などの整備に当たっては、水生生物の生息に配慮した多自然型工法 等自然浄化機能を重視した整備手法の導入に努める。

また、下水道法の規定により平成13年8月に策定された大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づき、窒素、リン、BOD、CODの汚濁負荷の低減に関する取り組みを推進する。

### **地盤環境の保全**

関係法令及び尼崎市の環境をまもる条例に基づき、地盤沈下の原因となる地下水の採取に対する規制、指導などを行う。地盤沈下の動向を把握するため、水準点測量による土地の上下変動の観測、観測井戸による地下水位の変動の観測を引き続き行う。また、緑地の保全や緑化、透水性舗装、浸透ますの設置などによる雨水の地下浸透の確保のための取り組みを進める。

### **その他の対策**

定期的な環境モニタリングや各種実態調査を行い、水環境の状態や発生源の状況を適切に把握する。

## **3 土壌環境の保全**

### **(1) 目標**

尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準に適合すること。

### **(2) 指標**

土壌の汚染に係る環境上の基準の適合状況

### **(3) 施策**

土壌汚染を未然に防止するため、事業場に対し、有害物質の使用、保管などに係る指導を行うとともに、土壌汚染が発見された場合には調査及び対策の指導を行う。

また、必要に応じて事業者等に対し、土壌汚染調査の実施を指導するとともに、土壌汚染が明らかになった場合は適切な対策を実施するよう指導する。

## 4 音環境の保全

### (1) 目標

尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準に適合すること。

### (2) 指標

騒音に係る環境上の基準の適合状況

### (3) 施策

#### 自動車騒音対策

- ア 自動車単体からの騒音を低減するため、騒音低減技術の開発促進、自動車騒音規制のより一層の強化を国へ要望する。
- イ 広域的な観点から、貨物自動車に偏向する輸送について、鉄道、船舶等への転換、共同輸配送による輸送の効率化などの物流対策を関係機関と連携して促進する。(再掲)
- ウ 自動車騒音等を改善するため、広域的な観点からのパークアンドライドやレンタサイクルをはじめとする自動車以外の移動手段への誘導など、総合的に自動車利用を抑制しようとする交通需要マネジメントの視点も踏まえて、国など関係機関と連携しながら、環境に配慮した交通機能の向上に努める。(再掲)
- エ 交通流の円滑化を図るため、立体交差化やボトルネックを解消する道路整備を推進する。(再掲)
- オ 国道43号などの交通負荷を低減するため、大型車両の阪神高速湾岸線への誘導などを促進する。(再掲)
- カ 公共交通機関の利用を促進するとともに、マイカーを自粛するノーマイカーデー運動、アイドリングストップなどのエコドライブ運動を近隣自治体と連携を図りながら推進する。(再掲)
- キ 地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案し、道路沿道の緑化、雨水の浸透や道路交通騒音の発生を減少させることができる構造等、環境に配慮した道路づくりという視点を踏まえた整備を関係機関とも連携しながら進める。
- ク 道路交通振動を軽減するため、路面を補修する。
- ケ 尼崎市の環境をまもる条例に基づく、防音設備の設置を義務付ける「特定建築物」の制度を効果的に運用する。
- コ 自動車騒音等の状況を的確に把握するため、測定所で自動車騒音を常時監視するとともに、道路交通振動を含めて定点調査を定期的実施する。

### 工場・建設作業等騒音対策

- ア 工場・事業場騒音振動については、関係法令に基づく規制・指導の徹底を図るとともに、引き続き設備の改善などに対する技術面、金融面からの指導、支援を行う。
- イ 建設作業騒音振動については、関係法令に基づく規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音型の建設機械や工法の採用などの指導・助言を行う。

### 航空機騒音対策

航空機騒音の常時監視を継続して行うとともに、引き続き機材の改良や逆発着時における飛行コースの変更等の発生源対策の促進を国などへ働きかける。

### 鉄道騒音対策

- ア 新幹線鉄道騒音振動については、旧型車両の低騒音型車両への早期更新や沿線環境に配慮した速度による列車運行などの発生源対策の促進のほか、コンクリート片の崩落防止などの安全対策の早期実施について国などへ働きかける。
- イ 在来鉄道騒音については、実態の把握に努め、必要に応じて、鉄道事業者による騒音対策の促進を図る。また、在来線騒音に係る環境基準の早期設定を国に働きかける。

### 近隣騒音対策

- ア カラオケなどの深夜営業騒音については、関係法令に基づく規制・指導の徹底を図るとともに、引き続き食品衛生責任者講習会などにおいてカラオケを中心とする営業騒音の防止について意識啓発を進める。
- イ 商業宣伝に伴う拡声器騒音については、関係法令に基づく規制・指導の徹底を図る。
- ウ 生活騒音については、近隣に配慮した日常生活が日々営まれるよう、マナーやモラルの向上に関して市民啓発を進める。

### その他の対策

一般環境における騒音の暴露実態の長期的な推移を把握し、騒音の防止に関する施策に反映させるため、必要により、全市域を対象とした環境騒音調査を実施する。



## 5 有害化学物質への対応

### (1) 目標

尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準に適合すること。

### (2) 指標

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準の適合状況

### (3) 施策

環境中の有害化学物質の濃度の監視体制の充実を図るとともに、監視結果などを適時かつ適切に公表する。

有害化学物質に関する科学的知見や関連情報を収集、蓄積し、これらの情報をわかりやすく提供するように努める。

環境汚染物質排出移動登録制度（P R T R制度）を有効に活用して、事業活動における化学物質の使用や管理の状況などを把握し、環境の保全に関する施策に反映させる。

化学物質対策における事業者自身による取り組みが極めて重要であることから、化学物質を製造、使用する事業者が自主的にそのすべてのライフサイクルにわたって環境の保全などの確保を公約し対策を実行する取組（レスポンシブルケア）の促進に努める。

外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、科学的に未解明な点が多いことから、例えば、生態系への影響など科学的知見の収集と蓄積に努める。

有害化学物質による環境汚染を防止するため、関係法令で規制の対象になっているものについては、その適正使用、安全管理などについて引き続き事業者に対する規制、指導の徹底を図るとともに、規制対象外のものについても指導の徹底を図る。

原則としてその製造、輸入、販売が禁止され、現在、事業所などで保管されているポリ塩化ビフェニール（P C B）やそれを含む製品などが適正に保管、処理されるよう、必要な指導、助言を行う。

都市活動や産業活動に伴い、様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、速やかにかつ効果的に対応するため、環境科学に関する調査研究の充実に努める。

### 第3節 自然との共生の確保

#### 1 多様な自然環境の保全

##### (1) 目標

親水性・自然護岸等、生態系に配慮した水環境などの保全  
農地、ため池、保護樹林、社寺林の積極的な保全

##### (2) 施策

###### 河川の親水性の確保

市内には神崎川、武庫川、庄下川、蓬川、藻川、猪名川、中島川などの各河川が流れ、又、運河・水路などが縦横にはりめぐらされており、多くの生物の生息空間となっている。これらの水辺地などを自然環境の復元、親水性の向上、緑の形成とも連携した整備を関係機関などと協議しながら進める。

###### 海域、運河の親水性の確保と利用

尼崎港とその周辺の海域及び河川と海域をつなぐ運河域があり、そこには、毎年、野鳥などの飛来も見られるため、さらに、生き物の生息環境の回復に努め、身近な自然との触れ合いによる環境学習ややすらぎの場として活用する。

###### 農地の保全

市内には農地が約115ha（平成14年1月現在）あり、市街化された本市においては、オープンスペースや緑地、人と共生する自然としての貴重な空間、教育上良い環境の提供、環境面への貢献など、地域の大切な緑として活用するなど保全できるシステムを検討する。

###### ため池の保全

市内のため池には、野鳥の生息、魚類の生育、水生植物の生育が見られ、生物の多様性の確保に大いに役立っており、地域の大切な水環境として保全する。

###### 市街地における樹木・樹林の保護

市内には多くの保護樹林、社寺林があり、地域の大切な自然として保護に努める。

###### 市内に生息する減少傾向にある固有種の保護

市内に残る貴重な自然や、固有種（尼崎にもともと住んでいる生き物のこと）で減少傾向にある生物を選出し、その生物が生息できる環境を保全する。

## 2 多様な生態系や身近な生き物の保全

### (1) 目標

尼崎市内の生物種の増加を図り、多様な生態系を確保し、豊かな自然との共生を図る。

身近な生き物と触れ合える水と緑の空間の整備に努める

### (2) 施策

#### 自然環境調査・研究の推進

市内の自然環境の状況を把握するため、環境活動団体、ボランティアなどからの継続的な情報収集に努めるとともに、モニタリング調査を実施する。

また、市内の生物の生息状況をデータベース化・公表し、自然度の変化を情報提供していく。

#### 市内で生息・生育する地域由来の動植物の生息地保全と活用

市内で生息・生育する地域由来の動植物の生息地保全と活用に努める。

また、生態系の保全のため、野生生物への餌付けによる弊害や、他地域からの動植物の放流や移植による本市固有の生物多様性減少の問題などについて啓発に努めるとともに、水や緑の空間と道路、建物など人工的なものとの共存を図る。

### 3 身近な生き物の生息地の保全、復元、創造

#### (1) 目標

質の高い緑の保全、地域由来の生物多様性、身近な生き物の生息地の確保に努める。

オープンスペースなど公共施設において、身近な生き物への親近性や災害時の防災性等に配慮した緑の創出を図る。

事業所、個人住宅にも緑を増やし、エココリドーの整備によるビオトープのネットワークづくりを推進する。

市域における保全地域、ビオトープを増加させる。

自然環境の保全や公園、学校、水路、河川、工場敷地などを活用した、身近な生き物の生息空間の復元と維持に、市民、事業者との協働により取り組む。

#### (2) 指標

ビオトープの数

ビオトープの多様性

#### (3) 施策

##### ビオトープのネットワークの推進

個々の野生生物の生態を踏まえながら、河川、池、水路、道路沿道、鉄道沿線などを利用して、ビオトープの点が線・面になるため、様々な大きさ・形態・方法で生息地が空間的に結合でき、移動経路でつながるエココリドーの整備に努める。

また、ビオトープのネットワークによる連続した緑が、緑豊かな環境共生都市としての尼崎のイメージをアピールする核となるよう検討する。

地域間、臨海部のネットワークも検討する。(第2次阪神広域行政圏計画、兵庫ビオトーププラン)

##### 公共用地におけるビオトープづくりと生態系の回復への配慮

駅前拠点開発、道路沿道、公園などの公共用地における整備事業において、生態系の回復に配慮し、ビオトープづくりに努める。

また、「尼崎21世紀の森構想」、県の「エコポートモデル事業」や「リフレッシュポートあまがさき事業」と連携し生態系の回復に配慮し、かつ、市民にとって親しめる海辺空間づくりに努める。

##### 学校でのビオトープづくり

学校がビオトープづくりに取り組めるよう、地域のビオトープのモデル拠点として位置付け、生徒・PTA・地域住民・学校が相互に連携しながらビオトープづくりと管理を行えるよう支援する。

#### **工場・事業場でのビオトープづくり**

工場・事業場がビオトープづくりに取り組めるよう、ビオトープづくりと管理を行えるよう支援する。

#### **地域でのビオトープづくり**

市民が庭などで身近な生き物が生息できるための場所（生け垣、庭作り、屋上緑化、壁面緑化など）を形成できるよう啓発、助言、支援、指導に努める。

#### **ビオトープに関する普及・啓発**

生態系についての基本的知識やビオトープの保全・復元・創造の取り組みなどについて、普及・啓発に努める。

## 4 水と緑の保全・復元・創造と活用

### (1) 目標

うるおいある豊かな緑や美しい水辺、公園、緑地などのオープンスペースを巧みに取り入れた都市づくり

### (2) 指標

都市公園面積

緑地面積

### (3) 施策

#### 水路の整備

自然環境の復元と同時に、水量の確保、親水性の向上や緑の形成とも連携した水路の整備に努める。

#### 質の高い緑の保全、整備

多様な手法を導入し公有地だけでなく私有地の緑化や緑の創造を積極的に推進するとともにまちのシンボルとなる巨樹や河川沿いなどのまとまった緑地の活用、高木の配置など、景観形成に貢献する質の高い緑の保全、整備を進める。

#### 都市景観の視点からの緑地の配置

都市景観の視点から緑の骨格となる幹線道路や駅前、水辺などに重点的に緑地を配置し、市のイメージアップとなる景観づくりに努める。

#### 尼崎21世紀の森構想の推進

遊休地が発生している臨海地域では、長期的な取り組みである「尼崎21世紀の森構想」を着実に進めていくために、臨海地域南部の拠点地区等を先導整備地区として位置付け、拠点となる大規模な緑地を中心に整備を促進し、その効果を臨海地域全体に波及させていく。

#### 環境イベントの場としての公園・緑地の整備

自然学習をはじめ環境イベントの場として活用されるよう公園や緑地の整備を推進する。

#### 花や緑や水などを楽しめるオープンスペースづくり

花や緑や水などを楽しめるオープンスペースを取り入れることにより、市民が環境に対し関心を抱くよう努める。

#### 防災拠点としての緑地環境機能についての検討

公園・緑地や水辺の日常の良好な環境保全、レクリエーションの場としての機能と同時に、避難場所や、緑化による延焼防止、さらに雨水利用など防災拠点としての緑地環境機能につい

て検討する。

#### **立体的な緑化の促進**

市街地におけるヒートアイランド現象の緩和や総合的な緑化を進める手法としての屋上緑化をはじめとする立体的な緑化などを促進する。

## 第4節 すべての主体の参加の実現

### 1 環境教育・環境学習の推進

#### (1) 目標

自然環境や公園、まち並みなど私たちを取り巻く環境が環境資源としてもっている様々な価値について、深く認識し理解できるようにする。

自然や良好な環境とふれあうことにより、豊かな感性を養うとともに自然を慈しむ心、環境を大切にすることを育む。

日常生活及び事業活動など、人間活動が環境に及ぼしている影響について深く認識できるようにする。

環境資源は有限であることから、人間活動においては、環境との調和を図る努力をしなければならないことを認識できるようにする。

一人ひとりが学習活動を通じ、よりよい環境を築くために自主的に実践活動ができるようにする。

#### (2) 指標

こどもエコクラブ 数及び会員数

環境塾修了者数

ルーム・エコクラブ来庁者数

環境学習会講師派遣回数

環境図書・環境ビデオ・環境学習支援用品貸出件数

#### (3) 施策

##### 環境情報の整備・提供

ア 市民の環境に関する理解を深めるため、市民が必要とする情報をきめ細かく、分かりやすく、かつ手に入りやすい形で提供していくように努める。

イ 情報の形態としては、現在発行している冊子、読本 パンフレットなどの印刷物の内容の充実、改善を図るとともに、ビデオなどの視聴覚教材も積極的に活用する。さらに、環境関連図書の充実も図る。

ウ 情報の内容としては、環境の現状に関する情報や環境問題についての一般的な情報のほか、講演会などの開催情報、環境保全活動に関する人的な情報、あるいは具体的な先進的取り組み事例についての情報などについても整備し提供する。



その際、教材リストを作成し、必要な教材の貸し出しを行うほか、教材の有効利用を図るため配布の仕方についても配慮する。

#### **学習機会などの提供**

環境教育は、多様な関心、価値観をもった市民、事業者を対象とすることから、対象者の関心や知識レベルなどに応じて、内容も身近な環境問題から地球環境問題まで幅広く、多種多様な学習メニューを提供する。

ア 環境に関して一定の知識水準を持つ機会として、また、進んで学習に参加したり、環境保全に努力しようとする意識を育てるため、広く一般市民、事業者を対象とした講演会、研修会、シンポジウムのほか、環境問題をテーマにした絵画、写真などの公募、コンクールなどを継続的、計画的に開催する。

イ 既に環境問題に関心を持ち、また行動を始めている市民、事業者に対しては、環境への関心を呼び起こしたり、単に知識を提供するだけでなく、テーマや対象者を絞って、環境問題に対する理解と認識を深め、実践活動に結びつくような学習会、学習活動を行う。

ウ 学校教育における環境教育の充実を図るため、教育委員会と美化環境局などの行政部局とが連携して、計画的、体系的に、副読本や手引き書などの作成を行い、学校教材の充実を図るとともに、指導者の派遣も行う。

#### **自然観察など体験学習の充実**

単に知識の提供を行うだけではなく、身近な自然とふれあったり、環境保全活動に実際に参加するなどの体験学習の充実を図る。

#### **人材の育成**

家庭、地域、学校、企業の各場面における環境教育をより推進していくためには、各種活動の核となる指導的な人材を幅広く養成することが必要である。

ア 既に環境保全活動にかかわっているか、または問題意識の高い市民を中心に、人材養成のための講座、研修会などを継続的に続けていくとともに、行政の事業などで積極的に活動してもらうほか、登録制度などを設けて効果的にリーダーを実施指導などに活用する。そのほか、地域における指導者の発掘やその活用に努めたり、問題意識や課題を共有できる人のネットワークづくりに努める。

イ 教職員は、学校教育の中では児童、生徒にとって環境リーダーとして

の役割を担っていることから、教師自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努め、様々な教育課程において環境教育を実践できる能力を身につける必要があることから、そのための研修に努める。

ウ 近年、あらゆる行政分野に環境の視点が求められていることから、行政職員自身も施策の展開に、環境への配慮という考え方を持つことが必要である。また、市民に対する環境リーダーとしての役割も担っていることから、行政職員に対する環境教育研修を充実させる。

#### **体験学習の場・活動拠点の充実強化**

環境教育を円滑に進めるため、環境情報の収集・提供、市民の交流や学習のための拠点として、ルーム・エコクラブを充実強化するとともに、公民館、図書館、緑の相談所などの既存施設を環境教育の面から充実し、これらの施設間の各種情報交換、ネットワーク化を図る。

#### **民間活動への支援・奨励体制の整備**

市民が環境教育の主体となって取り組む教育活動、実践活動を支援または奨励する体制を整備する。

#### **環境教育を体系的、継続的に取り組むための体制整備**

ア 効果的かつ体系的な環境教育を推進するため、全庁的な調整のための仕組みを作るなどして関係部局との連携体制を確立する。

イ また、環境教育が、行政、学校、民間団体、事業者さらには市民一人ひとりの課題として、全市的に取り組まれるような体制についても検討する。

ウ 市民、事業者、市がともに学び、集い、行動し、アピールしていくための拠点として、誰もが利用しやすい(仮称)環境プラザを設置し、運営を支援する。

## 2 市民、事業者の積極的な施策への協力と取組

### (1) 目標

多くの市民が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている社会を目指す。

多くの事業者が環境に配慮した事業活動を営み、地域での環境保全に関する社会貢献活動が行われている社会を目指す。

市民、事業者等の自発的な取り組みの支援を進めるとともに、各主体間で協働するための仕組みづくりを行う。

### (2) 指標

IS014001 取得事業所数

### (3) 施策

市民が地域の環境保全活動に取り組めるように、実践活動の進め方や活動団体などについての情報・相談機能を充実する。

自主的な活動を促進するため、環境保全活動に取り組む団体間の交流の促進や人材の育成に努める。

事業者による自主的な取り組みを促進するため、他の企業の環境管理などの先進事例の紹介などの情報提供に努める。

公害防止協定を更に発展させ、地球環境問題や自動車公害問題、廃棄物の問題にも配慮した新たな環境保全協定を主要事業者及び環境への負荷が大きい事業者と締結する。

市民・事業者・市の各主体間で協働するための仕組みとして、(仮称)あまがさき市民環境会議を設置する。

### 3 自然環境の保全・創出のための活動の推進

#### (1) 目標

市民、事業者、市の明確な役割分担に基づく自主的活動の推進。  
多くの人に興味を示すことができる環境関連イベントの数、参画者数を増やす。

自然環境の保全グループ・指導者の育成を行う。

自然、生き物、緑に関する情報交換・収集のできる施設の整備

自然環境の保全を契機とした地域コミュニティの活性化

都市部に集中している環境保全グループの周辺部との連携(里山活動、河川流域・臨海部・隣接市間の自然環境創出の地域連携など)

#### (2) 指標

環境関連イベント参加者数

#### (3) 施策

##### 環境教育の充実と情報提供

自然環境の保全等に関する理解と認識を普及啓発し、自主的な活動を促進するため、環境学習の場、活動の交流を促進する場の提供など環境教育の充実を図るとともに、市民への情報提供に努める。

##### 市民参加の基盤づくり

自然に関心のあるグループ・指導者の確保・育成に努め、市民が参加しやすい環境づくりや地域活動における環境教育など市民の参画による環境保全の基盤づくりを行う。

##### 身近な自然等との触れ合い

自転車等の低環境負荷の移動手段が使いやすい道路やサイクルターミナルなどの検討、緑につつまれた歩道の整備、公共交通機関の充実などを行うことにより、市内に点在する緑地、名所(エコミュージアムなどの検討を含めて)及び身近な自然と触れ合える機会を増やすように努める。

##### 地域コミュニティの形成

市民、事業者、市が協働し、自然を活かしながら、人にうるおいとやすらぎを与える場を創出するとともに、人と人とのふれあ

い、地域コミュニティの形成の促進に努める。

#### 4 市における環境配慮率先実行の着実な推進

##### (1) 目標

国際環境規格ISO14001の認証を維持する。

環境マネジメントシステムの運用を的確に行い、市の事業に係る環境配慮行動を着実に推進する。

##### (2) 施策

###### 環境マネジメントシステムの推進とISO14001認証の維持

本市では、平成10年10月から「あまがさきエコプラン」に基づく環境保全の取り組みを実施してきた。

本庁舎でも、昼休みの消灯や冷暖房温度の基準設定などによる省エネルギーの推進、グリーン購入の推進、ごみ排出量の削減と分別回収などに取り組んでいるが、より一層環境に配慮する市役所づくりを進めるため、平成12年度に、本庁舎の組織が所管する業務と施設を対象に、ISO14001に即した環境マネジメントシステムを導入し、同年9月27日に認証取得が認められた。平成13年度は、支所に範囲を拡大し、6月から運用を開始した。

さらに、平成14年度には、美化環境局美化事業部において認証を取得した。

今後は、ISO14001の認証維持に努めるとともに、水道局など環境負荷の大きい基幹施設について、認証取得に取り組んでいく。

###### 尼崎市環境率先実行計画に基づく環境に配慮した市役所づくりの推進

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、平成13年3月、事務事業に伴う温室効果ガス排出量などを抑制する「環境率先実行計画」を策定した。

この計画の策定・公表は、平成11年4月に施行した「地球温暖化対策の推進に関する法律」で義務づけられており、市のすべての公共施設で行う事務で平成13年度から適用されている。

基準となる平成11年度の温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で約56,000トンで、これを5年間で5%以上削減する。

また、コピー用紙購入量10%以上削減、上水使用量1%以上削減の目標も掲げている。

今後、市環境保全推進委員会を中心に、実施状況の把握や公表、見直しなどを行い、より一層の省エネルギー、リサイクルに取り組む。

**環境会計 などの新たな環境マネジメント手法の調査・研究**

環境保全に関するコストとその効果を可能な限り定量的に把握し、公表するための仕組みである環境会計や環境報告書など新たな環境マネジメントの手法について導入に向けた検討を進める

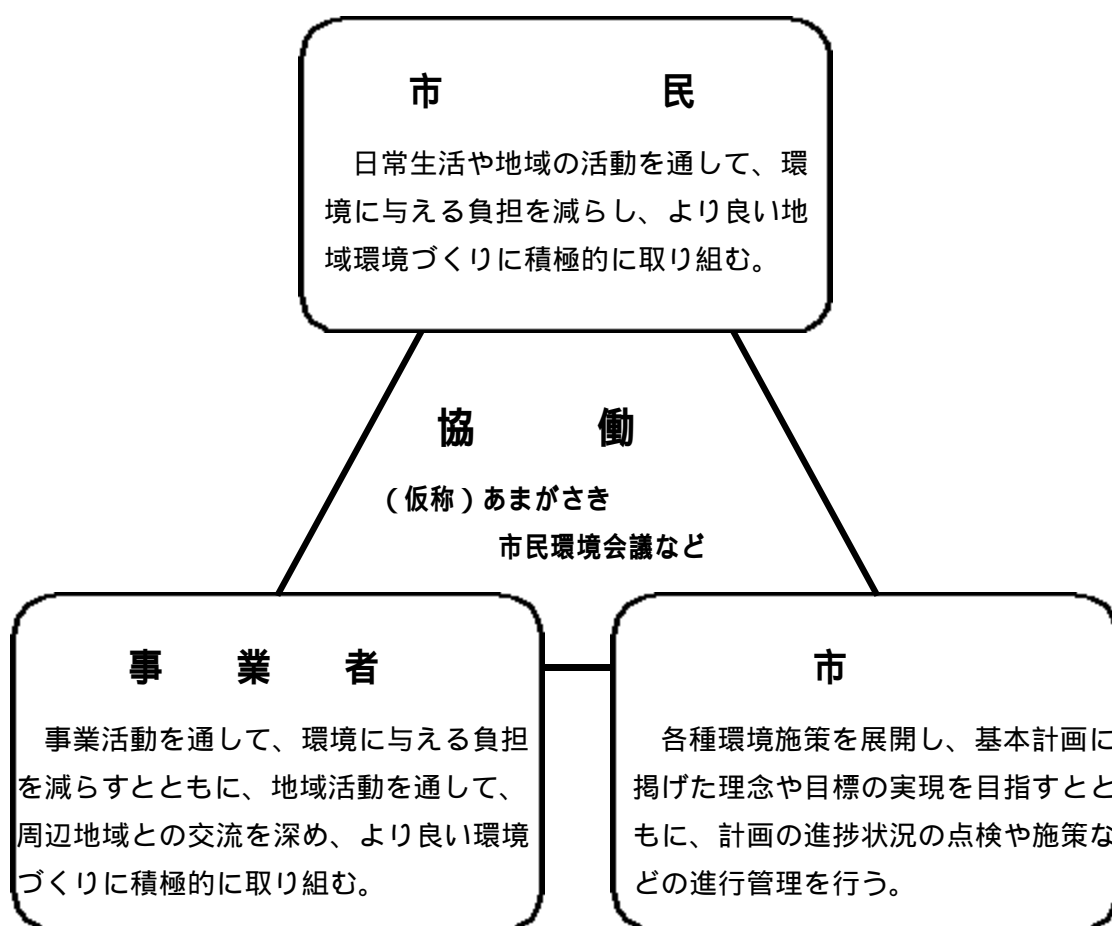
## 第5部 計画の推進

### 第1節 推進体制

#### 1 市民、事業者、市の連携

市民、事業者、市は将来にわたって環境との接点を持ち続けるという点からも、相互のパートナーシップを強める必要がある。

そのため、市民、事業者、市からなる（仮称）あまがさき市民環境会議を創設し、環境に対する提案や市民・事業者の行動指針の作成などの活動を行っていくとともに、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって取り組む。



## 2 行政における推進体制の整備

本計画の効果的な推進及び総合的な調整を行うため、各局で構成する環境保全推進委員会により、本計画に掲げた施策・事業の着実な推進を図る。

また、広域的な取組を必要とする事項については、国、県、近隣自治体との連携を強化し、積極的な対応を図る。

さらに、平成12年9月27日、国際規格に適合した事業所のみ許されるISO14001の認証を取得し、本庁舎に環境マネジメントシステムを導入した。平成13年度には支所にまで拡大し、平成14年度には美化環境局美化事業部が独自に認証を取得した。

今後、公共事業環境配慮指針やグリーン購入指針などにより環境に配慮した市役所づくりを展開する。

このことは、市が率先して環境に取り組む姿勢を地域に示すと同時に、今後、公共事業をはじめ、市が実施する施策について、環境配慮を進めるための基本的な仕組みになるものである。

今後は、P（計画）、D（実施及び運用）、C（点検及び是正措置）、A（見直し）のサイクルを回しながら、継続的に環境への影響の改善に取り組む。

## 3 尼崎市環境審議会

環境審議会は、市長の付属機関であり、学識経験者のほか、市民、事業者及び行政の代表者から構成される。計画の策定・変更の際、及び計画の進行管理に関して、専門的な見地から意見を述べる。

### 第2節 環境影響評価の充実

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に先立って、地域の環境を調査し、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、環境の保全について適正な配慮を行うものであり、良好な環境を保全する上で重要かつ有効な手段である。

本市では、道路の建設をはじめとする大規模開発事業をその対象事業とする尼崎市環境影響評価指導要綱を昭和55年から施行し、これまで一定の成果をあげてきた。

今日では、環境影響評価は、環境政策の重要な手法として広く行われており、その重要性の認識も定着している。

今後とも、開発事業の実施に伴って生ずる環境影響を未然に防止するためにも、より一層効果的な環境影響評価制度となるよう



に、より早い段階からの合意形成を図るため、戦略的環境アセスメントを導入することにより、個別事業の代替案や事業を実施しないことも視野に入れた、総合的な環境保全のための手段として、制度の充実を検討する。

### 第3節 進行管理等

#### 1 進捗状況の把握、公表

本市では、環境マネジメントシステムの手法を使って進捗管理することにより、従来のように部分的であった環境への取り組みを全体的なものへと拡大していく。また、市の環境の現況や環境への負荷の状況、または環境保全に向けた市の施策・取り組みや市民・事業者の取り組み状況などを数値として把握し、計画の進行状況を管理するため、施策テーマごとに代表的な項目を環境指標として位置付け、指標値の現況と経年的な動向を把握する。その指標に基づき、施策の進捗状況を「尼崎の環境」として公表する。

#### 2 環境情報の整備と情報発信・交換

尼崎の環境資源や環境保全への取り組み内容を情報として整備し、市民や事業者に対し、広く情報発信することが求められている。尼崎市では既にインターネットのホームページなどにおいて尼崎の情報を発信しており、このホームページにリンク（接続）することによって、環境基本計画の取り組み内容や経過、更には計画の推進に必要な情報の発信を進める。また、市民や事業者がメールなどによって意見を市へ返信し、気軽に計画に参加できるような体制を進めるとともに、環境活動グループなどが行う環境保全活動の情報交換の場としてもインターネットを活用する。

### 第4節 計画の段階的見直し

環境基本計画は、目標年次として市の基本構想にあわせ、平成37年度（目標達成に向けての具体的な施策については、平成22年度）を設定している。ただし、今後の社会経済状況や流動的な環境問題に対する市民意識などの変化、関係法令の整備や技術の進歩などに適切に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行う。見直しに際しては、市民の意見を聴く機会を設けるとともに、関連計画との調整や尼崎市環境審議会などの意見を踏まえて、新しい目標値や取り組みを設定する。

## 第6部 重点的に取り組む施策

市は、基本方針（循環・健康・共生）と行動方針（参加）に基づく施策を着実に推進するため、次の4つの施策について、まず重点的に取り組むことにより、望ましい環境像の実現に努める。

### 第1節 循環を基調とする経済社会システムへの転換

#### 1 地球温暖化防止対策の推進

地球環境の保全に向け、「ローカルアジェンダ21 あまがさき」に基づき、推進するとともに、市の率先実行、市民・事業者の取り組みの推進等により温暖化対策を進め、温室効果ガスの排出抑制対策を国・県などの関係機関と連携して推進する。

#### 2 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用

「尼崎市新エネルギービジョン」などに基づき、省エネルギーの推進、太陽光発電などの自然エネルギーの積極的な利用促進に努める。

#### 3 水資源の有効利用の推進

水資源の有効利用を図るため、雨水利用、雨水の地下浸透の取り組みを進める。

#### 4 一般廃棄物の減量・リサイクルの推進

「尼崎市ごみ減量推進計画」に基づき、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民・事業者・市が連携してごみの減量・リサイクルを進める。

### 第2節 人の健康の保護

#### 1 自動車公害対策の推進

自動車排出ガス・騒音対策について、周辺都市と連携しながら、国等関係機関へ働きかけを行うとともに、低公害車導入促進、交通流の円滑化、物流対策など自動車公害対策を効果的に進める。

#### 2 環境監視と事業所指導・規制

環境に関する常時監視や事業所に対する指導・規制の徹底を図る。

#### 3 新たな化学物質問題等への対応

事業者等に、適正な化学物質の管理・使用を促進するとともに、PRTR制度に基づき、使用実態等の情報を管理・提供する。また、市民に対し、有害化学物質に対する正確な情報を分かりやすく説

明・提供するよう努める。

### 第3節 自然との共生の確保

#### 1 自然環境の保全、身近な生き物の生息空間の復元と創造

自然環境の保全、身近な生き物の生息空間の復元と創造により、市全域において、身近な生き物の生息地のネットワーク化に努め、自然と共生するまちにする。

#### 2 水と緑の空間づくり

うるおいのある豊かな緑や美しい水辺、公園、緑地などのオープンスペースを巧みに取り入れた都市づくりを行う。

### 第4節 すべての主体の参加の実現

#### 1 (仮称)あまがさき市民環境会議の設置

市民、事業者、市からなる(仮称)あまがさき市民環境会議を設置し、環境に対する提案や市民・事業者の行動指針の作成などの活動を行う。

#### 2 環境教育・環境学習の推進

学習機会の充実を図るとともに、情報の提供や市民の交流の場の機能を強化するなど、環境学習や環境問題に取り組む市民等を支援することにより、市民、事業者の理解と実践を促進する。

#### 3 環境に配慮した市役所づくりの推進

ISO14001の認証を維持するとともに、環境マネジメントシステムの運用を的確に行い、市の事業に係る環境配慮行動を着実に推進する。